

# 人事委員会年報

令和3年度  
(令和4年4月1日現在)

岩手県人事委員会



# 目 次

第1	令和3年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	2
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	2
(2)	審議事項	4
3	条例案等に対する意見	10
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	12
5	委員会の調査活動	17
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組織	18
(2)	事務分掌	18
(3)	事務局職員の配置	19
(4)	事務局職員一覧表	20
(5)	予算	21
(6)	主な行事・業務	22
(7)	諸会議等	25
2	任用関係事務	
(1)	概況	29
(2)	採用試験の実施状況	30
(3)	選考による採用及び昇任	36
(4)	採用選考の実施状況	37
3	給与関係事務	
(1)	令和3年の給与等の報告及び勧告	38
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	47
(3)	職員の状況	48
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	54
(2)	懲戒処分の状況	54
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	56
(2)	職員苦情相談	57
(3)	職員団体関係	58
(4)	労働基準監督関係	58
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	60
(6)	退職管理関係	60
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	61
(2)	級別職務区分表	63
(3)	給料の特別調整額	83
(4)	職員の昇格実施基準	91
(5)	管理職員等の範囲	92
(6)	登録職員団体一覧	102
(7)	号別区分表	103
(8)	市町村等公平事務委託状況一覧	104



## 第1 令和3年度における人事委員会の活動概要

令和3年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会5回の計27回開催し、130案件について審議を行った。

また、現場調査活動として、現場職員の声を聴く会を1回開催した。

なお、条例案に対する意見についての回答は10件であった。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）及び警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が1,508人（前年度比91人減）、受験者総数が1,220人（前年度比40人減）と前年度を下回った。最終合格者の受験者に対する平均倍率は3.4倍で、前年度より0.1ポイント上回った。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施したほか、警察官（武道指導）採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考及び県職員（教育行政職）採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、令和3年10月12日に知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を、それぞれ行った。

勧告においては、民間の支給割合に見合うよう期末手当・勤勉手当の支給割合を引き下げる（期末手当△0.15月分）とした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、長時間勤務の解消、両立支援の推進、ハラスメント対策、高齢層職員の能力及び経験の活用等の公務運営に関する事項について報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての審査請求事案は、令和2年度に受理した1件が係属しているほか、令和3年度に5件を受理した。これらのうち、1件を打ち切りとし、同年度末の係属件数は5件である。

職員苦情相談については、受理件数が54件となり、前年度（36件）より18件増加した。

また、再就職者による現職職員への依頼等の規制関係では、令和3年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。なお、受託市町村等は令和4年4月1日現在で、13市15町4村、19一部事務組合、3広域連合の合計54団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面開催となり、対面ではない形で他の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。



# 人 事 委 員 会





## 第2 人事委員会

### 1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	委員(長)就任期間(任期)	備考
委員長	熊谷 隆司	平成 24. 10. 12～平成 26. 7. 18 (前委員長残任期間) 平成 26. 7. 19～平成 30. 7. 18 平成 30. 7. 19～令和 4. 7. 18	弁護士 委員長就任 平成 24. 10. 12
委員	小原 忍	平成 27. 7. 3～令和元. 7. 2 令和元. 7. 3～令和 5. 7. 2	(株)岩手めんこいテレビ常勤監査役 (株)岩手銀行社外監査役
委員	藤澤 敦子	令和 3. 7. 17～令和 7. 7. 16	(公財)ふるさといわて定住財団 理事長

### 2 人事委員会会議

令和3年度における人事委員会の会議は、定例会 22 回、臨時会 5 回の計 27 回開催し、130 案件について審議を行った。

月別の開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 年間開催状況

月別	開催回数		議 案 件 数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
4	2		1									1			8
5	1							1				1			4
6	2						3	1		1		5		1	3
7	1											0			2
8	3					2	2					4		1	6
9	2	2				1				1		2		4	9
10	2	1	3	1			4	1	1			10		1	2
11	2					2				1		3			7
12	2		4	1			4					9			3
1	2				1		1					2		1	4
2	1	1						2		1		3			4
3	2	1	9	1		4	4	5		1	2	26		1	3
計	22	5	17	3	1	9	18	10	1	5	2	66	0	9	55

〔過去3年間の開催状況〕

年 度 別	開催回数		議 案 件 数										議 事 件 数	協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計			
R2	22	6	20	3		9	6	18	2	3	1	62		18	51
R元	23	5	26	6		14	10	20	1	4	2	83	1	27	66
H30	20	7	24	2		12	3	16	1	2	1	61	2	21	59

(2) 審議事項

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
1	3. 4. 8 (木) 定例	報告事項 1 令和3年度岩手県職員等採用選考の実施について 2 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表（号別区分表）の補正について 3 令和3年度人事委員会事務局業務方針について 4 令和3年度人事委員会事務局事業（事務）計画について
2	3. 4. 22 (木) 定例	議案 1 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 報告事項 1 令和3年職種別民間給与実態調査の実施概要について 2 労働経済指標等の動向について 3 令和2年度岩手県職員・警察官採用候補者名簿からの採用状況について 4 令和2年度における懲戒処分及び分限処分の状況について
3	3. 5. 27 (木) 定例	議案 1 条件付採用の期間延長の承認について 報告事項 1 関係労働団体からの要請について 2 令和3年度岩手県職員採用選考の実施について 3 職員からの苦情相談の状況について 4 他律的な業務の比重が高い部署の指定の状況について
4	3. 6. 10 (木) 定例	議案 1 不利益処分についての審査請求の受理について 2 議案第1号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について 協議事項 1 勤務条件に関する措置の要求に係る判定書案について 報告事項 1 令和3年度岩手県職員採用I種試験の申込状況について
5	3. 6. 24 (木) 定例	議案 1 条例案に対する意見について 2 職員の選考による採用及び職務の級等の決定について 3 勤務条件に関する措置の要求の判定について 報告事項 1 令和3年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について 2 令和3年6月県議会定例会の会期・日程等について
6	3. 7. 8 (木) 定例	報告事項 1 令和3年度岩手県職員採用I種試験第1次試験の実施状況について 2 令和2年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
7	3.8.2 (月) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政Aを除く）を確定することについて</li> <li>2 不利益処分についての審査請求の受理について</li> <li>3 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度岩手県職員採用I種試験（一般行政A）第2次試験の実施状況について</li> <li>2 令和3年度岩手県警察官A採用試験第1次試験の実施状況について</li> </ol>
8	3.8.10 (火) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政A）を確定することについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岩手県人事委員会の業務の状況の報告について</li> </ol>
9	3.8.26 (木) 定例	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年人事院勧告の概要について</li> <li>2 関係労働団体からの要請について</li> <li>3 解雇予告除外認定について</li> </ol>
10	3.9.9 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官A）を確定することについて</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について</li> <li>2 令和3年度岩手県職採用選考の実施結果について</li> <li>3 令和3年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B採用試験の申込状況について</li> </ol>
11	3.9.16 (木) 臨時	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係労働団体からの要請について</li> </ol>
12	3.9.22 (水) 定例	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分についての審査請求事案（3人委（審）第1号事案）の審査の進行状況について</li> <li>2 関係労働団体からの要請について</li> <li>3 令和3年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議（書面開催）の概要について</li> <li>4 令和3年9月県議会定例会の会期・日程等について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
13	3. 9. 30 (木) 臨時	<p>議案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>協議事項</p> <p>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1 関係労働団体からの要請について</p>
14	3. 10. 7 (木) 臨時	<p>議案</p> <p>1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>3 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</p> <p>4 不利益処分についての審査請求の却下について</p> <p>協議事項</p> <p>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1 関係労働団体からの要請について</p>
15	3. 10. 12 (火) 定例	<p>議案</p> <p>1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
16	3. 10. 28 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>3 級別職務区分表の告示の一部改正について</p> <p>4 行政文書非開示決定の審査請求に係る弁明書について</p> <p>5 文書管理制度の実施機関となることについての知事からの意見照会に対する回答の専決処理について承認を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和3年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B採用試験の第1次試験実施状況について</p>
17	3. 11. 18 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 令和3年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和3年給与に関する動向について（都道府県人事委員会の勧告等のまとめ）</p> <p>2 職員からの苦情相談の状況について</p> <p>3 令和3年12月県議会定例会の会期・日程等について</p>
18	3. 11. 25 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>2 令和3年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて</p> <p>報告事項</p> <p>1 令和3年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について</p> <p>3 行政文書非開示決定の審査請求に係る反論書について</p> <p>4 令和3年9月県議会定例会の状況について</p>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
19	3.12.9 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</li> <li>2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について</li> <li>3 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について</li> <li>4 行政文書非開示決定の審査請求に係る岩手県情報公開審査会への諮問について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表（号別区分表）の補正について</li> </ol>
20	3.12.22 (水) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の任用に関する規則の一部改正について</li> <li>2 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について</li> <li>3 不利益処分についての審査請求の受理について</li> <li>4 議案第3号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</li> <li>5 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第4号事案及び3人委（審）第5号事案）の審査の併合について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分についての審査請求事案（3人委（審）第1号事案）の審査の進行状況について</li> <li>2 解雇予告除外認定について</li> </ol>
21	4.1.13 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第2号事案）に係る審査の打ち切りについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施結果について</li> <li>2 令和3年都道府県人事委員会勧告等のまとめ（公務運営関係）について</li> <li>3 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について</li> </ol>
22	4.1.27 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の職務の級の決定に係る人事委員会の承認に関して包括承認の対象とする範囲の基準を定めることについて</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度岩手県職員採用試験等の実施について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公務員の給与の状況について</li> </ol>
23	4.2.17 (木) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について</li> <li>2 職員の勤務延長の期限の延長について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度組織改編の概要について</li> <li>2 令和4年2月県議会定例会の会期・日程等について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
24	4. 2. 24 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 職員の選考による採用について（教育）</p> <p>報告事項</p> <p>1 不利益処分についての審査請求事案（3人委（審）第1号事案）の審査の進行状況について</p> <p>2 関係団体からの要望について</p>
25	4. 3. 2 (水) 臨時	<p>議案</p> <p>1 一般職の任期付職員の採用について</p>
26	4. 3. 10 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について</p> <p>3 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について</p> <p>4 へき地手当等に関する規則の一部改正について</p> <p>5 一般職の任期付職員の採用に係る選考について</p> <p>6 職員の勤務延長の期限の延長について</p> <p>7 職員の職務の級の決定について</p> <p>8 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について</p> <p>協議事項</p> <p>1 給料の特別調整額に関する規則及び級別職務区分表の一部改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1 教育行政職選考に係る受考資格の見直しについて</p>
27	4. 3. 24 (木) 定例	<p>議案</p> <p>1 職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>3 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>4 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について</p> <p>5 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>6 級別職務区分表の告示の一部改正について</p> <p>7 事務局職員の人事について</p> <p>8 職員の選考による採用について</p> <p>9 行政文書非開示決定の審査請求に係る審理手続の終結について</p> <p>10 公文書管理に関する条例（素案）に対する意見について</p> <p>11 令和4年度岩手県職員採用Ⅰ種試験の実施について</p> <p>12 令和4年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について</p> <p>13 令和4年度岩手県職員採用Ⅲ種試験の実施について</p> <p>14 令和4年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視總監との警察官採用試験の第1次試験の共同実施について</p> <p>15 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>16 議案第13号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</p> <p>17 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第4号事案、3人委（審）第5号事案及</p>

	<p>び4人委（審）第1号事案）の審査の併合について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 事務局職員の人事について</li><li>2 令和4年2月県議会定例会の状況について</li></ol>
--	---



### 3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
3. 6. 24	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例のうち第1条（議案第2号）	災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。	令和3年6月21日付け議第66号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
3. 9. 30	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（議案第14号）	子の養育等をする職員について、当該職員の申告を考慮して、週休日の特例を設け、及び勤務時間の割振りをすることができることとする等所要の改正をすること。	令和3年9月27日付け議第158号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
3. 11. 25	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第2号）	特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定すること。	令和3年11月24日付け議第231号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第3号）	任期付研究員の期末手当の支給割合を改定すること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第4号）	一般職員の期末手当の支給割合及び初任給調整手当の支給限度額を改定すること。	
	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）	会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定すること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第6号）	市町村立学校職員の期末手当の支給割合を改定すること。	

意見提出 年月日	件名	内容	意見
4. 2. 17	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第23号）	社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、及び精神保健福祉業務手当の支給限度額を改定すること。	令和4年2月15日付け議第334号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（議案第24号）	育児休業等を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大し、及び職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めること。	
	職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例のうち第1条（議案第25号）	職員及び委員のサービスの宣誓の方法を改めること。	

#### 4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

令和3年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

##### (1) 規則

公布年月日 番号	規則名	施行 年月日	概要
3.5.6 規則第11号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3.5.6	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
3.10.21 規則第12号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4.1.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、子の養育等をする職員について、週休日を設け、及び勤務時間を割り振る場合の基準及び手続等所要の改正を行った
3.11.19 規則第13号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	3.11.20	知事部局に新たな職が設置されることに伴い、所要の改正を行った。
3.11.19 規則第14号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3.11.20	知事部局に新たな職が設置されることに伴い、知事から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等とする所要の改正を行った。
3.12.21 規則第15号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	4.1.1	給与条例の一部改正に伴い、初任給調整手当の月額について、所要の改正を行った。
3.12.21 規則第16号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4.1.1	人事院規則の改正の趣旨を踏まえ、不妊治療に係る通院等のための休暇を新設する等、所要の改正を行った。
3.12.21 規則第17号	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	4.1.1	会計年度任用職員に係る特別休暇の取扱いについて、所要の改正を行った。
3.12.28 規則第18号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	4.1.1	国通知の趣旨を踏まえ、産前・産後休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員を採用する場合について、選考による採用を可能とするため、所要の改正を行った。
4.3.15 規則第1号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4.3.15	銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、刑事作業手当について所要の改正を行った。
4.3.18 規則第2号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	4.4.1	6年ごとに実施することとされているへき地学校、準へき地学校及び指定学校の指定の見直し等について、所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
4. 3. 18 規則第 3 号	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	証人の宣誓の方法について、なつ印を不要とする改正を行った。
4. 3. 18 規則第 4 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	職員を派遣することができる公益的法人等の追加等に伴い、所要の改正を行った。
4. 3. 29 規則第 5 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	知事部局等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
4. 3. 29 規則第 6 号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等とする所要の改正を行った。
4. 3. 29 規則第 7 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、精神保健福祉業務手当について所要の改正を行った。
4. 3. 29 規則第 8 号	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
4. 4. 1 規則第 9 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	4. 4. 1	試験方法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
3. 12. 28 訓令第 2 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	4. 1. 1	職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
3. 11. 19 告示第 2 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	3. 11. 19	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4. 3. 29 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	4. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

## (4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
3. 4. 8 人委職第 12 号	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の運用について	3. 4. 1	「特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則」の附則に基づく「人事委員会が別に定める額」等について定めた。
3. 5. 14 人委職第 38 号	新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて	3. 5. 14	新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて定めた。
3. 7. 1 人委職第 80 号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正について	3. 7. 1 (3. 4. 1 適用)	新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に係る防疫等作業手当の特例について、所要の整備を行った。
3. 10. 21 人委職第 170 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 1. 1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
3. 10. 21 人委職第 171 号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 1. 1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
3. 12. 21 人委職第 231 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 1. 1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
3. 12. 21 人委職第 232 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正後の妊産婦である女性職員に対する規定の運用について」の通知等の一部改正について	4. 1. 1	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」及び「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
3. 12. 21 人委職第 233 号	「「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知第 8 特別休暇関係第 9 号の「人事委員会が別に定める場合」の取扱いについて」の通知の一部改正について	3. 12. 21	結婚休暇について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、休暇の取得が困難である場合における取得可能期間の特例について、所要の改正を行った。
3. 12. 28 人委職第 238 号	「職員の任用に関する規則の実施について」の通知の一部改正について	4. 1. 1	職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。

通知年月日 番号	通知名	適用 (施行) 年月日	概要
4.1.12 人委職第245号	「職員の配偶者同行休業の 取扱いについて」の通知の一 部改正について	4.1.12	配偶者同行休業を申請した職員から 再度の休業の申請があった場合の取扱 いについて、所要の改正を行った。
4.3.8 人委職第283号	「一般職の任期付研究員の 採用、給与及び勤務時間の特 例の運用について」の 通知の一部改正について	4.3.8	様式の押印を不要とする等所要の改 正を行った。
4.3.8 人委職第284号	「職員の勤務延長に関する 規則の運用について」の通知 の一部改正について	4.3.8	様式の押印を不要とする等所要の改 正を行った。
4.3.8 人委職第285号	「一般職の任期付職員の採 用及び給与の特例の運用に ついて」の通知の一部改正 について	4.3.8	様式の押印を不要とする改正を行っ た。
4.3.24 人委職第301号	「職員団体の登録等に関す る規則における別に定める 様式について」の通知で定め る様式の一部改正について	4.4.1	様式の押印を不要とする改正を行っ た。
4.3.24 人委職第302号	「不利益処分についての審 査請求に関する規則におけ る別に定める様式について」 の通知で定める様式の一部 改正について	4.4.1	様式の押印を不要とする改正を行っ た。
4.3.24 人委職第303号	「公立学校の学校医、学校歯 科医及び学校薬剤師の公務 災害補償の審査の請求に関 する規則における別に定め る様式について」の通知で定 める様式の一部改正につい て	4.4.1	様式の押印を不要とする改正を行っ た。
4.3.24 人委職第304号	「勤務条件に関する措置の 要求に関する規則における 別に定める様式について」の 通知で定める様式の一部改 正について」の通知で定める 様式の一部改正について	4.4.1	様式の押印を不要とする改正を行っ た。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
4. 3. 24 人委職第 306 号	「行政手続法に基づき岩手県人事委員会が行う聴聞の手続に関する規則における別に定める様式について」の通知で定める様式の一部改正について	4. 4. 1	様式の押印を不要とする改正を行った。
4. 3. 28 人委職第 308 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 4. 1	病気休暇の通算の取扱いについて、所要の改正を行った。
4. 3. 30 人委職第 314 号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 4. 1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、条例に規定された事項の留意事項等について、国に準じた規定を定めた。

## 5 委員会の調査活動

### (1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

実施日	概要
令和3年12月15日(水)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 調査公所名 県立宮古商工高等学校、宮古児童相談所</li><li>2 内容<ul style="list-style-type: none"><li>・ 概要説明</li><li>・ 主な意見交換事項 教職員、職員の勤務状況等について(時間外勤務、部活動指導、保護者対応、虐待対応、宿日直勤務) 教員の多忙化解消について(外部指導員の配置、ICTの活用) 校舎制の利点、課題等について 児童相談業務の現状等について 若手職員の育成について 心理職の確保について</li></ul></li></ol>



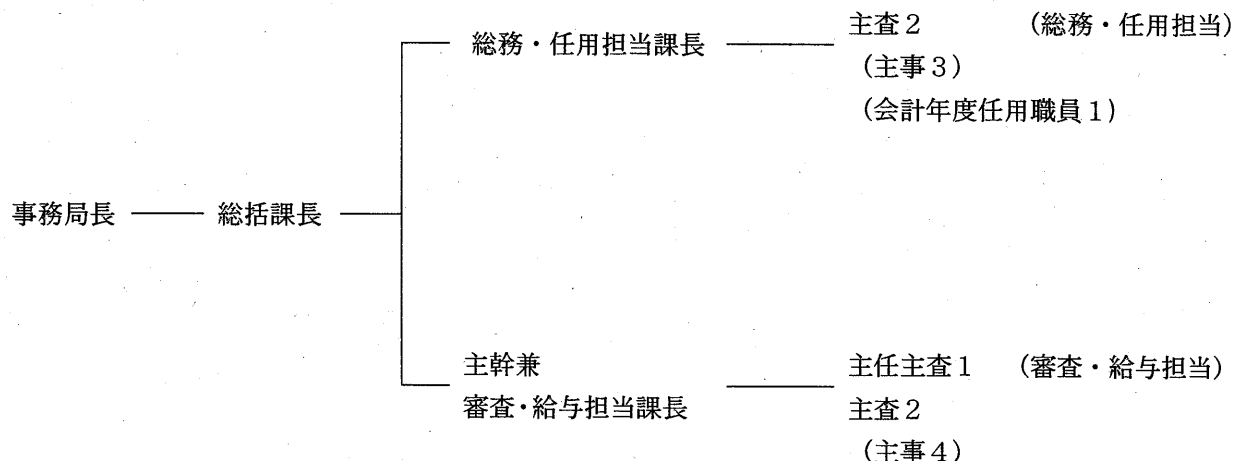
# 事 務 局



### 第3 事務局

#### 1 事務局（令和4年4月1日現在）

##### (1) 組織



##### (2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関すること。
	2 公印に関すること。
	3 事務局職員の任用、給与その他人事に関すること。
	4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。
	5 行政文書の収受、審査、発送及び整理保存に関すること。
	6 物品の管理に関すること。
	7 予算経理に関すること。
	8 広報に関すること。
	9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関すること。
	12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	13 情報公開に関する事務の総括に関すること。
	14 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
	15 審査・給与担当の事務に属さないこと。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事 3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事 4 職員からの苦情相談に関する事 5 職員団体の登録に関する事 6 労働基準監督機関の職権に関する事 7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に ついての調査研究等に関する事 8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総 務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 9 職員に対する給与の支払の監理に関する事 10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当 の分掌事務に係るものを除く。） 11 給料表についての報告及び勧告に関する事 12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係 るものに関する事

### (3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県定数条例（昭和27年条例第18号）に基づき、昭和40年以降19人とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和61年4月1日以降18人とされた。

なお、現員は、平成18年4月1日から17人、平成20年4月1日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され16人、平成21年4月1日から15人となっていたが、平成28年4月1日から16人となっている。

おって、令和2年4月1日から会計年度任用職員（フルタイム）1人が新たに配置されている。

課・担当名	定数(実質)	現 員	備 考
事務局長	1	1	
職員課	総括課長	1	
	総務・任用担当	7	総務・任用担当課長を含む。 会計年度任用職員1名を含む。
	審査・給与担当	8	審査・給与担当課長を含む。
計	17	17	

(注) 現員は、令和4年4月1日現在の状況である。

## (4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	菊池 正勝	R4. 4. 1~
<b>【職員課】</b>		
総 括 課 長	藤村 朗	R3. 4. 1~
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	佐藤 竜一	R4. 4. 1~
主 査	三浦 巧	R2. 4. 1~
主 査	目時 麻由	R2. 4. 1~
主 事	佐藤 梓	R3. 4. 1~
主 事	高橋 美里	R4. 4. 1~
主 事	遠藤 有真	R4. 4. 1~
(審査・給与担当)		
主幹兼審査・給与担当課長	千葉 雅子	R4. 4. 1~
主 任 主 査	青名畑 順子	R4. 4. 1~
主 査	関下 樹	R2. 4. 1~
主 査	谷地 仁見	R4. 4. 1~
主 事	八幡 紗也加	R4. 4. 1~
主 事	下村 久也	H31. 4. 1~
主 事	藤村 駿輔	R2. 4. 1~
主 事	佐藤 岳	R2. 4. 1~

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

## (5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

## ア 歳入

(単位：千円)

科 目	令和4年度 当初額	令和3年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
14 諸収入	3,062	3,207	241	3,448	
05 受託事業収入	2,599	2,594	233	2,827	
01 受託事業収入	2,599	2,594	233	2,827	
01 総務	2,599	2,594	233	2,827	公平委員会事務受託事業収入
08 雑入	463	613	8	621	
04 雑入	463	613	8	621	
02 総務	463	613	8	621	警察官採用試験共同実施負担金 社会保険料納付金

## イ 歳出

(単位：千円)

科 目	令和4年度 当初額	令和3年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
02 総務費	152,078	155,219	13,455	168,674	
09 人事委員会費	152,078	155,219	13,455	168,674	
01 委員会費	6,843	6,842	△ 371	6,471	
01 報酬	6,300	6,300	0	6,300	委員3人分
08 旅費	288	287	△ 281	6	
09 交際費	50	50	△ 20	30	委員長交際費
18 負担金、補助及び 交付金	205	205	△ 70	135	全人連分担金 ブロック協議会分担金
02 事務局費	145,235	148,377	13,826	162,203	
01 報酬	915	915	△ 62	853	会計年度任用職員(パートタイム)1人分
02 給料	64,391	64,271	△ 886	63,385	会計年度任用職員(フルタイム)含む
03 職員手当等	38,833	40,250	19,245	59,495	会計年度任用職員含む
04 共済費	20,712	21,519	△ 943	20,576	
07 報償費	323	362	△ 134	228	民間給与実態調査事業所謝礼
08 旅費	2,402	2,836	△ 1,713	1,123	
09 交際費	40	40	△ 20	20	事務局長交際費
10 需用費	5,545	5,958	219	6,177	
11 役務費	1,813	1,838	171	2,009	
12 委託料	5,441	5,498	△ 1,794	3,704	
13 使用料及び賃借料	2,295	2,363	△ 209	2,154	
17 備品購入費	50	50	△ 6	44	
18 負担金、補助及び 交付金	2,475	2,477	△ 42	2,435	日本人事試験研究センター賛助会費等

## (6) 主な行事・業務

年月日	行事・業務内容
3. 4. 8	第1回人事委員会定例会
3. 4. 18	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2021春
3. 4. 22	第2回人事委員会定例会
3. 4. 22～ 5. 31	県職員(教育行政職)採用選考申込受付
3. 5. 6～ 5. 21	県職員採用 I 種試験申込受付
3. 5. 6～ 6. 11	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
3. 5. 27	第3回人事委員会定例会
3. 5. 31～ 6. 18	県職員(任期付職員経験者)採用選考申込受付
3. 5	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(書面決議)
3. 6. 10	第4回人事委員会定例会
3. 6. 16	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立盛岡商業高等学校)
3. 6. 20	県職員採用 I 種試験第1次試験(盛岡市・東京都)
3. 6. 23	第129回全国人事委員会連合会総会(書面決議)
3. 6. 24	第5回人事委員会定例会
3. 6. 25	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第1次試験合格発表
3. 7. 1～ 7. 9	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第2次試験(盛岡市)
3. 7. 1～ 8. 6	県職員採用 II 種・III 種試験申込受付
3. 7. 1～ 8. 6	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
3. 7. 2	県職員採用 I 種試験(一般行政A以外)第1次試験合格発表
3. 7. 6	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立福岡高等学校)
3. 7. 8	第6回人事委員会定例会
3. 7. 8	第64回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(Web開催)
3. 7. 10	県職員(任期付職員経験者)採用選考第1次選考(盛岡市)
3. 7. 11	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考(盛岡市・東京都)
3. 7. 12～ 7. 22	県職員採用 I 種試験(一般行政A以外)第2次試験(盛岡市)
3. 7. 16	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第2次試験合格発表
3. 7. 17	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考(盛岡市)
3. 7. 26	県職員(任期付職員経験者)採用選考第1次選考合格発表
3. 7. 26～ 7. 30	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第3次試験(盛岡市)
3. 7. 28	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立盛岡農業高等学校)
3. 7. 30	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考合格発表
3. 7. 30	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考合格発表
3. 7. 30	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立黒沢尻北高等学校)
3. 8. 2	第7回人事委員会定例会
3. 8. 3	県職員採用 I 種試験(一般行政A以外)最終合格発表
3. 8. 10	第8回人事委員会定例会
3. 8. 10	人事院勧告
3. 8. 11	県職員採用 I 種試験(一般行政A)最終合格発表
3. 8. 16～ 9. 30	障がい者を対象とした県職員採用選考申込受付
3. 8. 20	県職員(任期付職員経験者)採用選考第2次選考(盛岡市)
3. 8. 25	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(総務省主催・Web開催)
3. 8. 26	第9回人事委員会定例会
3. 8. 30	県職員(教育行政職)採用選考第2次選考(盛岡市)

年月日	行事・業務内容
3. 8. 30	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
3. 8. 30～ 9. 3	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
3. 9. 3	県職員(任期付職員経験者)採用選考最終合格発表
3. 9. 3	県職員(教育行政職)採用選考最終合格発表
3. 9. 9	第10回人事委員会定例会
3. 9. 10	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
3. 9. 16	第11回人事委員会臨時会
3. 9. 17	岩手県地方公務員共闘会議との職員課総括課長会見
3. 9. 19	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
3. 9. 22	第12回人事委員会定例会
3. 9. 26	県職員採用Ⅱ種試験第1次試験(盛岡市)
3. 9. 26	県職員採用Ⅲ種試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
3. 9. 27	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
3. 9. 28	岩手県自治体労働組合総連合との職員課総括課長会見
3. 9. 30	第13回人事委員会臨時会
3. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(書面開催)
3. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(書面開催)
3. 10. 4	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
3. 10. 7	第14回人事委員会臨時会
3. 10. 8	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考合格発表
3. 10. 12	第15回人事委員会定例会
3. 10. 12	岩手県人事委員会報告及び勧告
3. 10. 15	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
3. 10. 28	第16回人事委員会定例会
3. 10. 29、11. 2・4	県職員採用Ⅱ種試験第2次試験(盛岡市)
3. 10. 29～ 11. 10	県職員採用Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
3. 10. 31	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考(盛岡市)
3. 11. 11	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
3. 11. 11・12・15・17・19	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
3. 11. 16	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考合格発表
3. 11. 18	第17回人事委員会定例会
3. 11. 19	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
3. 11. 25	第18回人事委員会定例会
3. 11. 26	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
3. 12. 2	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立盛岡第二高等学校)
3. 12. 7～ 12. 8	障がい者を対象とした県職員採用選考第2次選考(盛岡市)
3. 12. 9	第19回人事委員会定例会
3. 12. 15	「現場職員の声を聴く会」(県立宮古商工高等学校、宮古児童相談所)
3. 12. 16～ 4. 3. 3	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2022冬(全12回)
3. 12. 16～ 4. 3. 3	岩手県庁ナビゲータ座談会ONLINE2022冬(技術系職種限定・全18回)
3. 12. 21～ 4. 2. 22	岩手県庁jobモールオンラインセミナー技術系職種編2022冬(全13回)
3. 12. 22	第20回人事委員会定例会
3. 12. 23	障がい者を対象とした県職員採用選考最終合格発表
4. 1. 13	第21回人事委員会定例会



年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
4. 1. 27	第22回人事委員会定例会
4. 1	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(書面開催)
4. 2. 16	岩手県獣医師会からの要望
4. 2. 17	第23回人事委員会臨時会
4. 2. 24	第24回人事委員会定例会
4. 2	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会(書面開催)
4. 3. 2	第25回人事委員会臨時会
4. 3. 10	第26回人事委員会定例会
4. 3. 18	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立盛岡農業高等学校)
4. 3. 24	第27回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

令和3年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第129回総会	R 3. 6. 23 (書面決議)	<p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 令和2年度決算について</li><li>2 令和3年度事業計画案及び予算案について</li><li>3 第130回総会について</li><li>4 第65回公平審査事務研修会について</li><li>5 令和4・5年度専門部会の運営について</li></ol> <p>【報 告】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 令和2・3年度専門部会の中間報告について</li><li>2 第63回公平審査事務研修会の結果報告について</li><li>3 第64回公平審査事務研修会について</li><li>4 令和3年度理事について</li><li>5 ブロック活動状況報告について</li></ol> <p>【永年勤続者の表彰】</p> <p>【役員を選出】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和3年度会長及び副会長について</li></ul>
第64回公平審査 事務研修会	R 3. 7. 8 (Web開催)	<p>【講 演】</p> <p>「地方公務員法改正について」 「地方公務員行政の現状と課題」</p> <p>講師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長 加藤 主税 氏</p> <p>【分科会研究討議】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究テーマについての所見 研究テーマ：自転車での飲酒運転による懲戒処分について</li></ul> <p>講評 人事院公平審査局審議官 吉田 徳幸 氏</p>

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	R 3. 5 (書面決議)	<p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正について</li> <li>2 令和3年度分担金について</li> <li>3 令和2年度事業報告及び歳入歳出決算について</li> <li>4 令和3年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について</li> <li>5 令和3年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について</li> <li>6 令和3年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について</li> <li>7 令和3年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について</li> </ol> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度全国人事委員会連合会理事の選出について</li> <li>2 令和3年度全国人事委員会連合会に係る日程等について</li> </ol>
委員・事務局長 合同会議	R 3. 9 (書面開催)	<p>【議 題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初任給基準について</li> <li>2 広報活動の実施時期等について</li> <li>3 水産高等学校の実習船等船舶に勤務する職員の時間外労働協定の届出等について</li> <li>4 受験者の減少傾向等に対応した今後の採用試験等のあり方について</li> <li>5 令和3年人事委員会勧告及び報告について</li> <li>6 職員からの苦情相談について</li> <li>7 女性職員の活躍の推進について</li> <li>8 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について</li> <li>9 土木職等の技術職の人材確保について</li> <li>10 薬剤師、心理職等の技術職の人材確保について</li> <li>11 勤務条件等に関する調査について</li> </ol>
給与事務会議	R 3. 9 (書面開催)	<p>【(担当課長・係長合同会議) 聴取事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与に関する報告・勧告等について</li> <li>2 給与制度の独自改正について</li> <li>3 児童福祉司の初任給について</li> <li>4 定年の引上げについて</li> </ol>

会議名	期日 (会場)	会議の内容
任用事務会議	R 4. 1 (書面開催)	<p>【聴取事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用試験問題の採点方法等について</li> <li>2 障害者を対象とした採用試験における個別面接について</li> <li>3 応募者確保対策としての受験希望者との個別面談について</li> <li>4 筆記試験の点字対応について（※障害者を対象とした試験を除く）</li> <li>5 適性検査の実施状況について</li> <li>6 R 3年度大学卒業程度試験（一般行政職）の個別面接における面接員の構成について</li> <li>7 社会人経験者の採用（行政、一般事務）について</li> <li>8 人物面の適正な評価に向けた取組について</li> <li>9 採用試験の追加実施や採用候補者名簿における名簿残、追加合格について</li> <li>10 大学卒程度試験第1次試験における地元会場以外での実施について</li> <li>11 採用試験スケジュールについて</li> </ol>
給与事務研修会	R 4. 2 (書面開催)	<p>【意見交換議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 独自給料表の導入について</li> <li>2 専門職種（薬剤師・船舶職員）の給与上の処遇について</li> <li>3 交通用具使用者に係る通勤手当の改定について</li> <li>4 テレワーク実施時の通勤手当の割落としについて</li> <li>5 特殊勤務手当の改正について</li> <li>6 特地公署等の級別区分・指定の見直しについて</li> <li>7 定年引上げに係る人事委員会の対応について</li> <li>8 降格時号給対応表及び降号の規定について</li> <li>9 人事委員会規則等に係る任命権者からの改正依頼について</li> <li>10 公的部門（保育等）における処遇改善事業について</li> </ol>

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	R 3. 8. 25 (Web 開催)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li> <li>2 給与及び定員管理の諸問題について</li> <li>3 人事院の勧告について</li> <li>4 地方公務員の労働安全衛生について</li> <li>5 地方公務員等共済組合法の適用拡大及びマイナンバーカードの普及促進について</li> <li>6 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について</li> <li>7 地方行革について</li> <li>8 デジタル人材の確保・育成について</li> <li>9 自治大学校の研修事業について</li> <li>10 消防行政について</li> <li>11 マイナンバーカードの普及促進について</li> </ol>



# 任 用 関 係 事 務





## 2 任用関係事務

### (1) 概況

#### ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに適切に対応するためには、多様で有為な人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、従来にも増して、民間企業及び他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになっており、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、単なる試験情報の提供にとどまらず、学生等のニーズに合わせて本県行政の実情や業務内容、働き方改革の実施状況等の理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

令和3年度は新たな取組として、受験者を対象とした採用試験説明会や各種動画公開を試験申込に合わせ実施したほか、希望する高等学校を対象に個別説明会の実施希望を通年で受け付け、ニーズに合わせてOB職員を派遣する等、年間を通じてきめ細やかな広報活動を展開した。

また、例年実施している人事委員会事務局主催の説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点のほか、遠隔地からも参加しやすい説明会となるよう、引き続きオンライン形式で開催した。全職種を対象とした「岩手県庁jobモールオンラインセミナー」に加え、技術系職種の受験者確保を目的とした「岩手県庁jobモールオンラインセミナー技術系職種編」及び「県庁ナビゲータオンライン座談会」を技術系全職種（一部、選考採用職種を含む。）に拡充し、12月下旬から3月上旬まで長期間実施することにより、進路選択肢の一つとして県職員を目指すきっかけとなるよう努めた。

#### イ 競争試験の概要

令和3年度に実施した採用試験の実施状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を14に分けて実施しており、令和3年度は全14職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は6職種、警察官採用試験は4職種で実施した。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度における職員採用競争試験及び職員採用選考実施に当たっては、受験者の体調管理の呼びかけ、当日の検温、1室あたりの人数縮減や換気・消毒の徹底、別室の準備など、当日の体調不良者に備えた体制を整え実施した。

なお、警察官A（男性）及び警察官B（男性）採用試験の第1次試験については、昨年度と同様に東京都（警視庁）及び千葉県の2都県の依頼を受けて共同で実施した。依頼都県の当初採用予定数の合計は10人（前年度と同数）であり、最終合格者は3人（同2人増）であった。

令和3年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

また、全試験の平成24年度以降の申込者数等の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験、警察官採用試験共に申込者数及び受験者数は年々減少傾向にある。

#### ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は11人（前年度比7人減）、選考による昇任は12人（同3人減）で、合計23人（同10人減）について承認した。このうち委員会付議級に係るものは14人（同7人減）であった。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施している。

また、警察官（武道指導）採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考及び県職員（教育行政職）採用選考を実施した。

(2) 採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

令和3年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
I種 (一般行政A)	第1次試験	3.5.6～ 5.21	3.6.20	盛岡市、東京都	(3.6.25)
	第2次試験		3.7.1～9	盛岡市	(3.7.16)
	第3次試験		3.7.26～7.30	盛岡市	3.8.10 (3.8.11)
I種 (一般行政A 以外)	第1次試験	3.5.6～ 5.21	3.6.20	盛岡市、東京都	(3.7.2)
	第2次試験		3.7.12～7.22	盛岡市	3.8.2 (3.8.3)
II種	第1次試験	3.7.1～ 8.6	3.9.26	盛岡市	(3.10.15)
	第2次試験		3.10.29、11.2、11.4	盛岡市	3.11.18 (3.11.19)
III種	第1次試験	3.7.1～ 8.6	3.9.26	盛岡市、金ヶ崎町、 釜石市、久慈市	(3.10.15)
	第2次試験		3.10.29～11.10	盛岡市	3.11.18 (3.11.19)
警察官A (男性)	第1次試験	3.5.6～ 6.11	3.7.11	盛岡市、東京都	(3.7.30)
	第2次試験		3.8.30～9.3	盛岡市	3.9.9 (3.9.10)
警察官A (女性)	第1次試験	3.5.6～ 6.11	3.7.11	盛岡市、東京都	(3.7.30)
	第2次試験		3.8.30～ 9.1、9.3	盛岡市	3.9.9 (3.9.10)
警察官B (男性)	第1次試験	3.7.1～ 8.6	3.9.19	盛岡市、金ヶ崎町、 釜石市、久慈市	(3.10.8)
	第2次試験		3.11.11、11.12 11.15、11.17、11.19	盛岡市	3.11.25 (3.11.26)
警察官B (女性)	第1次試験	3.7.1～ 8.6	3.9.19	盛岡市、金ヶ崎町、 釜石市、久慈市	(3.10.8)
	第2次試験		3.11.11、11.12 11.15、11.17	盛岡市	3.11.25 (3.11.26)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

令和3年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(令和3年4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成12年4月2日以降に生まれた者(令和3年4月1日における年齢が21歳未満の者)で大学(短期大学を除く)を卒業した者若しくは令和3年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B)</p> <p>昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(令和2年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○アピールシート試験 (一般行政B及び総合土木B、事前提出)</p> <p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式75題90分 (教養試験終了後に適性検査150題20分を実施)</p> <p>○専門試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (一般行政Aは10題の必須解答を含む50題中40題の選択解答制、総合土木A及び総合化学は50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 記述式2題60分 (5題中2題の選択解答制)</p> <p>○論文試験 (一般行政A、一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 課題1題80分</p> <p>(一般行政B) 課題1題60分</p>	<p>○論文試験※ (一般行政A) 課題1題80分</p> <p>○人物試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 個別面接 (一般行政A以外は1日2回実施) 適性検査</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 個別面接 (冒頭にアピールシートに基づくプレゼンテーション実施)</p> <p>○身体検査</p>	<p>○人物試験 (一般行政A) 個別面接 グループワーク</p>

※ I種一般行政Aの論文試験は第1次試験の日に実施。この論文試験の採点は第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映されるものであること。

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅱ種	平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（令和3年4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者）	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制）  <input type="radio"/> 論文試験 課題1題80分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査
Ⅲ種	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（令和3年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者） ただし、大学（短期大学を除く）を卒業した者若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式50題120分  <input type="radio"/> 専門試験 （総合土木、機械及び電気） 多肢選択式40題120分  （林業） 短答式10題及び記述式2題 120分  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査
警察官A	（警察官A（男性）） 昭和61年4月2日以降に生まれた男性（令和3年4月1日における年齢が35歳未満の男性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者  （警察官A（女性）） 昭和61年4月2日以降に生まれた女性（令和3年4月1日における年齢が35歳未満の女性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制）  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題60分  <input type="radio"/> 人物試験① 適性検査	<input type="radio"/> 人物試験② 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査  <input type="radio"/> 体力検査
警察官B	（警察官B（男性）） 平成61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性（令和3年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の男性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。  （警察官B（女性）） 平成61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性（令和3年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の女性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式50題120分  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題60分  <input type="radio"/> 人物試験 適性検査	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査  <input type="radio"/> 体力検査

ウ 令和3年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終 倍率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100 %	倍率 (B)/(C) 倍	受験者数 (D)	合格者数 (D)	受験者数 (D)	合格者数 (D)				
Ⅰ 種 職	一般行政A	55	263 (127)	217 (111)	142 (71)	82.5	1.5	137 (70)	86 (50)	84 (49)	71 (45)	3.1	78 (33)	▲7 (12)
	一般行政B	10	89 (32)	69 (28)	35 (16)	77.5	2.0	34 (16)	12 (6)			5.8	8 (5)	4 (1)
	社会福祉	15	33 (21)	29 (18)	17 (12)	87.9	1.7	16 (11)	15 (11)			1.9	15 (11)	0 (0)
	心理	6	7 (4)	5 (4)	3 (2)	71.4	1.7	3 (2)	3 (2)			1.7	4 (3)	▲1 (▲1)
	農学	9	20 (7)	14 (6)	13 (5)	70.0	1.1	13 (5)	9 (3)			1.6	18 (11)	▲9 (▲8)
	畜産	6	7 (5)	6 (4)	5 (4)	85.7	1.2	5 (4)	4 (3)			1.5	1 (1)	3 (3)
	林学	4	10 (2)	5 (0)	4 (0)	50.0	1.3	3 (0)	3 (0)			1.7	5 (1)	▲2 (▲1)
	水産	4	6 (2)	4 (2)	4 (2)	66.7	1.0	3 (2)	2 (2)			2.0	2 (0)	0 (2)
	総合土木A	9	30 (8)	25 (7)	18 (6)	83.3	1.4	17 (6)	12 (6)			2.1	28 (7)	▲16 (▲1)
	総合土木B	3	5 (0)	5 (0)	4 (0)	100.0	1.3	4 (0)	2 (0)			2.5	5 (1)	▲3 (▲1)
	建築	1	1 (1)	1 (1)	0 (0)	100.0							3 (1)	▲3 (▲1)
	機械	1	6 (0)	5 (0)	4 (0)	83.3	1.3	4 (0)	1 (0)			5.0	1 (0)	0 (0)
	電気	1	6 (0)	4 (0)	3 (0)	66.7	1.3	3 (0)	1 (0)			4.0	3 (0)	▲2 (0)
	総合化学	6	11 (1)	9 (0)	8 (0)	81.8	1.1	7 (0)	4 (0)			2.3	7 (2)	▲3 (▲2)
計(14職種)	130	494 (210) [42.5%]	398 (181) [45.5%]	260 (118) [45.4%]	80.6	1.5	249 (116) [46.6%]	154 (84) [54.5%]	196 (95) [48.5%]	139 (79) [56.8%]	2.9	178 (76) [42.6%]	▲39 (3) [14.2%増]	
Ⅱ 種	一般事務	14	142 (74)	89 (41)	38 (16)	62.7	2.3	35 (15)	21 (10)			4.2	9 (3)	12 (7)
	警察事務	4	48 (34)	30 (23)	10 (8)	62.5	3.0	10 (8)	6 (5)			5.0	3 (2)	3 (3)
	計(2職種)	18	190 (108) [56.8%]	119 (64) [53.8%]	48 (24) [50.0%]	62.6	2.5	45 (23) [51.1%]	27 (15) [55.6%]			4.4	12 (5) [41.6%]	15 (10) [14.0%増]
Ⅲ 種	一般事務	48	333 (118)	300 (104)	147 (59)	90.1	2.0	137 (55)	78 (35)			3.8	75 (47)	3 (▲12)
	警察事務	4	29 (16)	27 (14)	10 (6)	93.1	2.7	10 (6)	6 (4)			4.5	4 (4)	2 (0)
	林業	1	15 (3)	8 (2)	8 (2)	53.3	1.0	7 (2)	2 (1)			4.0	3 (0)	▲1 (1)
	総合土木	2	10 (2)	10 (2)	10 (2)	100.0	1.0	10 (2)	4 (1)			2.5	6 (0)	▲2 (1)
	機械	1	4 (0)	4 (0)	4 (0)	100.0	1.0	4 (0)	1 (0)			4.0	1 (0)	0 (0)
	電気	1	3 (0)	3 (0)	3 (0)	100.0	1.0	2 (0)	1 (0)			3.0	1 (0)	0 (0)
	計(6職種)	57	394 (139) [35.3%]	352 (122) [34.7%]	182 (69) [37.9%]	89.3	1.9	170 (65) [38.2%]	92 (41) [44.6%]			3.8	90 (51) [56.6%]	2 (▲10) [12.0%減]
県職員計(22職種)	205	1,078 (457) [42.4%]	869 (367) [42.2%]	490 (211) [43.1%]	80.6	1.8	464 (204) [44.0%]	273 (140) [51.3%]	411 (183) [44.5%]	258 (135) [52.3%]	3.4	280 (132) [47.1%]	▲22 (3) [5.2%増]	
警 察 官	警察官A(男性)	30	184 <3>	142 <2>	117	77.2	1.2	88	43			3.3	38	5
	警察官A(女性)	8	42	30	27	71.4	1.1	19	13			2.3	13	0
	小計	38	226	172	144	76.1	1.2	107	56			3.1	51	5
	警察官B(男性)	30	156 <1>	138 <1>	105	88.5	1.3	98	36			3.8	35	1
	警察官B(女性)	8	48	41	30	85.4	1.4	29	11			3.7	12	▲1
	小計	38	204	179	135	87.7	1.3	127	47			3.8	47	0
警察官計(4職種)	76	430	351	279	81.6	1.3	234	103			3.4	98	5	
県職員・警察官計(26職種)	281	1,508 (547) [36.3%]	1,220 (438) [35.9%]	769 (268) [34.9%]	80.9	1.6	698 (252) [36.1%]	376 (164) [43.6%]	645 (231) [35.8%]	361 (159) [44.0%]	3.4	378 (157) [41.5%]	▲17 (2) [2.5%増]	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。  
 2 ( )内は、女性の内数、[ ]内は女性の占める割合(増減)である。  
 3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。  
 4 「県職員計」、「県職員・警察官計」、「全合計」の第3次試験欄はⅠ種一般行政A以外の職種区分にあっては、第2次試験(最終試験)の数値を再計上している。

工 令和3年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用候補者の採用状況等

(令和4年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-(B)+(C)	採用率	辞退率	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
						(B) ×100 (A)-(C)	(C) ×100 (A)			
	人	人	人	人	人	%	%	人	人	
Ⅰ 種 職	一般行政 A	55	71	47	24	0	100.0	33.8	61	▲ 14
	一般行政 B	10	12	10	2	0	100.0	16.7	6	4
	社会福祉	15	15	13	2	0	100.0	13.3	13	0
	心理	6	3	3	0	0	100.0	0.0	3	0
	農学	9	9	7	2	0	100.0	22.2	14	▲ 7
	畜産	6	4	4	0	0	100.0	0.0	1	3
	林学	4	3	3	0	0	100.0	0.0	4	▲ 1
	水産	4	2	1	1	0	100.0	50.0	1	0
	総合土木 A	9	12	5	7	0	100.0	58.3	18	▲ 13
	総合土木 B	3	2	2	0	0	100.0	0.0	3	▲ 1
	建築	1	0	0	0	0	—	—	3	▲ 3
	機械	1	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0
	電気	1	1	1	0	0	100.0	0.0	3	▲ 2
	総合化学	6	4	3	1	0	100.0	25.0	5	▲ 2
計(14職種)	130	139	100	39	0	100.0	28.1	136	▲ 36	
Ⅱ 種	一般事務	14	21	16	5	0	100.0	23.8	9	7
	警察事務	4	6	4	2	0	100.0	33.3	2	2
	計(2職種)	18	27	20	7	0	100.0	25.9	11	9
Ⅲ 種	一般事務	48	78	46	32	0	100.0	41.0	45	1
	警察事務	4	6	4	2	0	100.0	33.3	3	1
	林業	1	2	1	1	0	100.0	50.0	0	1
	総合土木	2	4	1	3	0	100.0	75.0	1	0
	機械	1	1	0	1	0	—	100.0	1	▲ 1
	電気	1	1	0	1	0	—	100.0	1	▲ 1
	計(6職種)	57	92	52	40	0	100.0	43.5	51	1
県職員計(22職種)	205	258	172	86	0	100.0	33.3	198	▲ 26	
警 察 官	警察官 A (男性)	30	43	25	18	0	100.0	41.9	27	▲ 2
	警察官 A (女性)	8	13	11	2	0	100.0	15.4	7	4
	警察官 B (男性)	30	36	31	5	0	100.0	13.9	30	1
	警察官 B (女性)	8	11	6	5	0	100.0	45.5	10	▲ 4
	計(4職種)	76	103	73	30	0	100.0	29.1	74	▲ 1
県職員・警察官計(26職種)	281	361	245	116	0	100.0	32.1	272	▲ 27	

(注) 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

オ 申込者数等の推移(過去10年間)

事項		年度										
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
県 職 員	I 種	申込者数(人)	801 (500)	802 (521)	904 (627)	803 (543)	759 (516)	747 (504)	634 (446)	563 (397)	570 (391)	494 (352)
		受験者数(人)	606 (364)	616 (392)	704 (477)	657 (441)	590 (399)	566 (368)	490 (344)	434 (311)	447 (301)	398 (286)
		合格者数(人)	124 (33)	134 (60)	141 (65)	174 (75)	134 (50)	139 (59)	140 (61)	155 (76)	178 (86)	139 (83)
		最終倍率(倍)	4.9 (11.0)	4.6 (6.5)	5.0 (7.3)	3.8 (5.9)	4.4 (8.0)	4.1 (6.2)	3.5 (5.6)	2.8 (4.1)	2.5 (3.5)	2.9 (3.4)
	II 種	申込者数(人)	372 (372)	411 (411)	380 (380)	343 (343)	318 (318)	281 (281)	238 (238)	212 (212)	188 (188)	190 (190)
		受験者数(人)	286 (286)	325 (325)	306 (306)	272 (272)	253 (253)	206 (206)	178 (178)	124 (124)	101 (101)	119 (119)
		合格者数(人)	27 (27)	18 (18)	28 (28)	28 (28)	36 (36)	35 (35)	44 (44)	30 (30)	12 (12)	27 (27)
		最終倍率(倍)	10.6 (10.6)	18.1 (18.1)	10.9 (10.9)	9.7 (9.7)	7.0 (7.0)	5.9 (5.9)	4.0 (4.0)	4.1 (4.1)	8.4 (8.4)	4.4 (4.4)
	III 種	申込者数(人)	306 (296)	379 (369)	407 (394)	465 (434)	345 (310)	364 (334)	435 (410)	388 (363)	380 (353)	394 (362)
		受験者数(人)	278 (268)	355 (345)	385 (373)	427 (404)	322 (289)	339 (310)	413 (389)	350 (326)	350 (326)	352 (327)
		合格者数(人)	49 (49)	50 (50)	65 (54)	90 (75)	77 (63)	94 (79)	95 (81)	99 (84)	90 (79)	92 (84)
		最終倍率(倍)	5.7 (5.5)	7.1 (6.9)	5.9 (6.9)	4.7 (5.4)	4.2 (4.6)	3.6 (3.9)	4.3 (4.8)	3.5 (3.9)	3.9 (4.1)	3.8 (3.9)
県 職 員 計	申込者数(人)	1,479 (1,168)	1,592 (1,301)	1,691 (1,401)	1,611 (1,320)	1,422 (1,144)	1,392 (1,119)	1,307 (1,094)	1,163 (972)	1,138 (932)	1,078 (904)	
	受験者数(人)	1,170 (346)	1,296 (412)	1,395 (1,156)	1,356 (1,117)	1,165 (941)	1,111 (884)	1,081 (911)	908 (761)	898 (728)	869 (732)	
	合格者数(人)	200 (109)	202 (128)	234 (147)	292 (178)	247 (149)	268 (173)	279 (186)	284 (190)	280 (177)	258 (194)	
	最終倍率(倍)	5.9 (3.2)	6.4 (3.2)	6.0 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.1 (5.1)	3.9 (4.9)	3.2 (4.0)	3.2 (4.1)	3.4 (3.8)	
警 察 官	申込者数(人)	940	713	579	620	595	489	438	458	461	430	
	受験者数(人)	799	587	467	531	494	396	363	371	362	351	
	合格者数(人)	116	133	115	115	107	108	100	97	98	103	
	最終倍率(倍)	6.9	4.4	4.1	4.6	4.6	3.7	3.6	3.8	3.7	3.4	
県 職 員 ・ 警 察 官 計	申込者数(人)	2,419 (1,168)	2,305 (1,301)	2,270 (1,401)	2,231 (1,320)	2,017 (1,144)	1,881 (1,119)	1,745 (1,094)	1,621 (972)	1,599 (932)	1,508 (904)	
	受験者数(人)	1,969 (346)	1,883 (412)	1,862 (1,156)	1,887 (1,117)	1,659 (941)	1,507 (884)	1,444 (911)	1,279 (761)	1,260 (728)	1,220 (732)	
	合格者数(人)	316 (109)	335 (128)	349 (147)	407 (178)	354 (149)	376 (173)	379 (186)	381 (190)	378 (177)	361 (194)	
	最終倍率(倍)	6.2 (3.2)	5.6 (3.2)	5.3 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.0 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	
任 期 付	申込者数(人)	821 (595)	398 (306)	382 (323)	369 (300)	373 (291)	313 (248)	194 (152)	116 (97)			
	受験者数(人)	729 (503)	339 (247)	333 (274)	313 (244)	315 (233)	261 (196)	175 (134)	90 (71)			
	合格者数(人)	199 (94)	95 (61)	71 (35)	93 (55)	75 (38)	73 (38)	50 (29)	26 (16)			
	最終倍率(倍)	3.7 (5.4)	3.6 (4.0)	4.7 (7.8)	3.4 (4.4)	4.2 (6.1)	3.6 (5.2)	3.5 (4.6)	3.5 (4.4)			
合 計	申込者数(人)	3,240 (1,763)	2,703 (1,607)	2,652 (1,724)	2,600 (1,620)	2,390 (1,435)	2,194 (1,367)	1,939 (1,246)	1,737 (1,069)	1,599 (932)	1,508 (904)	
	受験者数(人)	2,698 (849)	2,222 (659)	2,195 (1,430)	2,200 (1,361)	1,974 (1,174)	1,768 (1,080)	1,619 (1,045)	1,369 (832)	1,260 (728)	1,220 (732)	
	合格者数(人)	515 (203)	430 (189)	420 (182)	500 (233)	429 (187)	449 (211)	429 (215)	407 (206)	378 (177)	361 (194)	
	最終倍率(倍)	5.2 (4.2)	5.2 (3.5)	5.2 (7.9)	4.4 (5.8)	4.6 (6.3)	3.9 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	

(注) 1 ( )内の数字は、事務系職種のものである。  
 2 最終倍率=受験者数/合格者数  
 3 平成26年度の追加募集と平成27年度、平成29年度、平成30年度及び令和元年度の特別募集を除く。

(3) 選考による採用及び昇任

ア 選考による採用（任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く）

令和3年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表	行政職					公安職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	計		
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級		7級	6級
任命権者	知事		1	1	1																					3
	教育委員会	1	3											1												5
	警察本部		2				1																			3
	計	1	6	1	1		1							1												11

イ 選考による昇任（任命権者に委任しているものは除く）

令和3年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表	行政職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		計		
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級	7級	6級		7級	
任命権者	医療局		1	1												10					12	
	企業局																					
	計		1	1												10					12	



(4) 採用選考の実施状況

ア 令和3年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
3. 8. 16～3. 9. 30	3. 10. 31	3. 12. 7～3. 12. 8	盛 岡 市	3. 12. 23

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
19 人	42 人	36 人	31 人	85.7 %	1.2 倍	31 人	13 [13] 人	2.8 倍

イ 令和3年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

区 分	受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
大卒程度	3. 5. 6～3. 6. 11	3. 7. 11	3. 8. 30	盛 岡 市	3. 9. 10
高卒程度	3. 7. 1～3. 8. 6	3. 9. 19	3. 11. 11	盛 岡 市	3. 11. 26

② 採用選考の結果

区 分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
大卒程度	4 人	17 人	16 人	13 人	94.1 %	1.2 倍	10 人	2 [2] 人	8.0 倍
高卒程度		6 人	6 人	5 人	100.0 %	1.2 倍	5 人	1 [1] 人	6.0 倍

ウ 令和3年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
3. 5. 31～3. 6. 18	3. 7. 10	3. 8. 20	盛 岡 市	3. 9. 3

② 採用選考の結果

職種区分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
一般事務	6 人	10 人	10 人	10 人	100.0 %	1.0 倍	10 人	6 [6] 人	1.7 倍
総合土木	若干名	1 人	1 人	1 人	100.0 %	1.0 倍	1 人	1 [1] 人	1.0 倍

エ 令和3年度岩手県職員（教育行政職）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
3. 4. 22～3. 5. 31	3. 7. 17	3. 8. 30	盛 岡 市	3. 9. 3

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A)×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
2 人	3 人	3 人	2 人	100.0 %	1.5 倍	2 人	0 [0] 人	- 倍



# 給 与 関 係 事 務



### 3 給与関係事務

#### (1) 令和3年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和3年10月12日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### 【報告】

##### I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

##### II 職員の給与に関する事項

#### 1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

##### (1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

##### ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は17,263人であり、昨年17,375人に比べ112人（0.6%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で123人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は43.2歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の46.3歳、最も低いのは公安職給料表適用者の37.7歳である。

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは50歳から54歳までの3,284人、次いで多いのは55歳以上の3,256人である。

##### イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、349,132円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、389,215円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では1,880円（0.5%）、職員全体では1,664円（0.4%）の減少となっている。

##### ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は21.3年で、昨年に比べ0.1年短くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の23.3年、最も短いのは公安職給料表適用者の17.1年である。

##### エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性59.2%、女性40.8%であり、昨年に比べ女性の割合は0.4ポイントの増加となっている。

##### オ 学歴別構成及び就学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.5%、短大卒4.5%、高校卒18.0%、中学卒0.0%（0.02%）であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、短大卒は減少、高校卒及び中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

## (2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所458（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係等54職種の2,698人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を实地に調査した。また、各企業における給与改定の状況等について、調査を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、90.3%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で18.8%、高校卒で21.6%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.8%、高校卒で62.0%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で190,021円、高校卒で155,550円となっている。

### イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で23.8%、課長級では21.1%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で18.6%、課長級では11.2%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で56.1%、課長級では66.2%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で81.8%、課長級では72.6%となっている。

## (3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では0.1%増加し、全国では0.4%減少している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ241,030円、254,520円及び268,020円となっている。

## 2 職員の給与水準

### (1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

#### ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用者、民間にあつてはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員のパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均6円（0.00%）下回っていた。

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
351,171 円	351,165 円	6 円	0.00 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

**【参考】**

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差 (\%)} = (A - B) / B \times 100$$

**イ 特別給**

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.28月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数 (4.45月分) を下回っていた。

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	353,421 円
	上半期 (A2)	358,296 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	757,137 円
	上半期 (B2)	766,399 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.14 月分
	上半期 (B2/A2)	2.14 月分
	計	4.28 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和2年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.3となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月10日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

また、同日、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給与と民間給与との較差 (0.00%) が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給与の改定を行わないこととした。

本県においては、前記2(1)のとおり、本年4月における本県職員の月例給与は民間給与を6円 (0.00%) 下回っているが、この較差はごくわずかであり、給料表の適切な改定を行うことは困難である。また、人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、本年は月例給与の改定を行わないことが適当であると判断した。

## (2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.45月分）が昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.28月分）を上回っており、均衡を図る必要があるため、支給月数を0.15月引き下げ、4.30月分とする。

支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、本年度については、12月期の期末手当から差し引くこととし、令和4年度以降については、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げるものとする。

## 5 給与制度の改正等

### （獣医師の処遇改善）

公務員獣医師は、公衆衛生分野及び家畜衛生分野を中心に大きな役割を担ってきたところであるが、近年の経済活動のグローバル化の進展等による家畜伝染性疾患の侵入リスク拡大や食品の安全性確保の要請の高まりに伴って、その役割は益々重要性を増しており、現在、大きな社会的な脅威となっている新型コロナウイルス感染症への対策においても大きな役割を果たしているところである。

本県においても、その人材確保に向けては、修学資金の貸付制度の拡充や、大学訪問等による公務員獣医師の魅力の積極的なPRを行うとともに、初任給の基準や初任給調整手当の引上げ等により、給与上の処遇についても、逐次、改善を図ってきたところである。

しかしながら、獣医関係大学の学生数が限られることや小動物の臨床志向等により、採用応募は低調で、実際の採用数が必要数を大きく下回る状況が引き続いていることから、採用の促進に向けて、更に給与上の処遇の改善を図ることについて、検討を行うことが必要と考える。

## III 公務運営に関する事項

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 有為な人材の確保

現在、本県においても最も喫緊の課題として直面する新型コロナウイルス感染症対策を始めとして、人口減少・少子高齢化対策、復興・防災対策など、複雑かつ多様化する行政課題に的確に対応していくためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、自らの頭で考え、創意を活かし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保・育成がますます重要性を増している。

このような人材を確保するため、本委員会においては、各任命権者と連携し、大学生等の進路決定及び就職活動開始期に合わせた業務セミナー等の開催、様々な広報媒体を活用した年間を通じた情報発信、岩手県庁ナビゲータ制度の創設、コロナ禍における説明会のオンライン化など、その時々々の学生等のニーズや社会情勢に応じたきめ細かな広報活動を実施してきたほか、任命権者においても、大学等への訪問やインターンシップの受入れなど、県職員志望者の掘り起こしに努めてきた。

また、職員採用試験の在り方についても、民間企業等における知識、経験や能力を持つ即戦力となる人材確保を狙いとした民間経験者試験の実施、人柄や意欲、対人関係能力などを重視する採用試験への見直し、受験者層の拡大に向けた年齢上限の引上げなどの改善を逐次重ね、一層の受験者増や有為な人材確保に努めてきたところである。

しかしながら、若年人口の減少、民間企業や自治体同士の競合など様々な要因が相まって、国・自治体を通じて公務員受験者が大きく減少する傾向が続いている中、本県も同様の状況にあり、例年、採用者数の最も多いI種試験一般行政の受験者数及び最終合格者に対するその倍率は減少・低下して推移している。

また、専門職種においては、その傾向は更に顕著であり、多くの職種において採用予定数に対して受験者数が2倍に達していない。

今後、このような状況が継続する場合には、中長期的に県の組織の適切な運営に深刻な影響をもたらすことが強く懸念されるところである。



本委員会としてはこのような状況に対応し、更に実効的に受験者の拡大を図っていくためには、公務員志願者以外の学生も含め、就職先に係る学生の志向や昨今の働き方改革のすう勢等を背景にした就業意識の変化、民間企業等も含めた労働市場や就職活動の実態等を的確に把握し、戦略的かつ体系的に対策を講じていく必要がある。

そのため、まずは、任命権者と連携して主な大学等と改めて意見交換等を開始することとしており、単に数値等のものにとどまらない実態の把握に努め、受験者の拡大に向けた方策の推進につなげていく。

具体的には、当面、次のことを検討していく。

#### ① 県職員の魅力のPR

これまでの取組を充実しながら今後も継続していくことに加え、学生の志向・意識等に対応した体系的なPRの内容、媒体、スケジュール等により実施していくこと。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、PR活動についてオンライン方式を主体として実施してきたところであるが、感染症収束後についても、単に手法として対面方式をオンライン方式に切り替えるのではなく、オンライン方式ならではのメリットを十分に活かしたPR展開について検討していくとともに、オンラインでは置換えができない対面方式のメリットを活かしたPR活動も必要に応じて継続・充実させていくこと。

専門職種については、学生の母数自体が比較的小さいことや、職務分野も専門性の高いものであることを踏まえ、主に、一般行政職種を念頭に置いている一般的なアプローチに加えて、例えば、個々の学生へのアプローチを行うリクルーターの仕組みを構築することや、実際の業務の現場を体験する機会を拡充すること。

#### ② 採用方法の在り方

県職員の採用活動を展開していくに当たって、公務員採用に係る法令、制度の趣旨を適正に踏まえていくことは勿論であるが、一方で、公務員についても、新卒者一斉採用が主流の我が国の労働市場において、民間企業や他の自治体と競合しながら採用活動を行っているのが現実であり、試験方法等を始めとした職員採用の在り方については、その時々々の社会情勢等を踏まえながら、戦略的かつ柔軟に対応していくことも必要と考える。

こうしたことを踏まえ、本委員会としては、今後、より幅広い受験者の取込みに向けた試験の採用スケジュールの一部前倒しや試験内容の見直し、また、専門職種については、受験者の著しい減少の実態を踏まえた採用の在り方について、より抜本的に検討していく。

併せて、国においては、来年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設する旨を表明しているが、本県においてもデジタルに関することを含め、現行の試験職種では十分に対応できない高度の専門知識を要する職務に従事する職員の需要も高まっていくことが予想され、それに対応した計画的な人材確保の在り方についても、任命権者と密に連携しながら検討していく。

障がい者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえ、県が率先して雇用に努める責務があり、本委員会としては令和元年度の採用選考から身体障がい者に加え、精神障がい者及び知的障がい者を対象としたほか、令和2年度からは年齢上限を引き上げるなど、対象者を逐次拡大してきたところである。

任命権者においては、昨年7月、障がい者活躍推進計画を策定したところであり、障がい者の計画的な採用を進めていくことにより、法定雇用率以上の雇用を確保していくほか、障がいのある職員のさらなる定着の促進を図るとともに、仕事にやりがいを感じ、生き生きと働くことができる職場環境の整備を着実に推進していく必要があると考える。

本委員会及び任命権者は今後も連携して、障がいのある職員一人ひとりがその特性や個性に応じてその能力を最大限発揮できる職場づくりに一層努めていく必要があると考える。

#### (2) 人材育成

職員の育成は、多様化・高度化する行政課題や組織・職員構成の変化、働き方やキャリア形成に関する職員の意識の変化などを的確に捉え、体系的・計画的に推進していくことが重要である。

任命権者においては、職員育成のための基本方針等に基づき、基本研修、選択研修、特別研修及び派

遣研修など、新採用職員から管理職層まで、体系的に人材育成の取組を行ってきたところである。

本年度からは、新たに部下職員の育成スキルの一層の向上の観点から管理監督者のコーチング能力の向上支援にも取り組んでいる。

今後、職員の一層の資質向上と意欲向上を図るため、任命権者においては、ベテラン職員から若手職員への技術継承、職位に応じた効果的な研修、資格取得や通信講座受講の支援など自己啓発意欲を醸成する取組をより充実していく必要があると考える。さらに、若手職員の様々な不安・悩みの軽減を図るためのメンティ同士の交流機会の創出によるメンター制度の拡充などを図っていく必要があると考える。

社会・経済システムへのICT（情報通信技術）の導入が進み、自治体におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が推進される中、本県においてもデジタル技術・知識を活用し、政策の立案や行政サービスの向上を図ることが求められており、所属、職位に応じた職員のデジタル技術・知識の向上に取り組んでいくことが必要であるとする。

本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は、令和3年度、全体で30.8%であり、さらに、年代別に見ると若い年齢層ほど女性職員の比率が高まっている。

さらに、最近の採用試験においても、合格者における女性の割合は40%を超えて推移しており、令和3年度のI種一般行政職については60%を超えている。今後も女性職員の割合は増加し、それに伴って、管理職に占める女性職員の割合も増加していくことが見込まれる。

任命権者においては、女性リーダー養成やキャリア形成等に関する研修の充実を更に進め、女性職員の一層の能力発揮を促していくほか、仕事と家庭を両立することができる働きやすい職場づくりを推進することが重要であるとする。

## 2 勤務環境の整備

職員一人ひとりが心身ともに健康で生き生きと働き、意欲をもってその能力を最大限発揮できる職場環境を整備することは、県の組織が全体として複雑・多様化が進む行政課題に適確に対応していくためにも極めて重要である。

職場環境の整備にあたっては、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向け、様々な働き方改革の取組が社会全体で進められており、公務職場においても、働き方改革を推進するための関係法令の趣旨を踏まえた適切な対応が求められている。

本県では、知事部局においては、働き方改革の実現に向け「働き方改革推進会議」を昨年設置し、今後の働き方を見据えた「岩手県庁働き方改革ロードマップ」を定め一層の取組を進めている。

また、教育委員会では、長時間勤務者の割合の削減を図る等の「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、具体的な取組を進めているところである。

これらの取組は、有為な人材の確保を図る観点からも重要であり、引き続き業務の効率化等による長時間勤務の解消や、仕事と家庭の両立支援制度の充実等による職員個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、職員が心身の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

このため、次に掲げる事項に重点的に取り組む必要がある。

### (1) 長時間勤務の解消

本県においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や、職員の働き方に係る意識改革の推進等の取組を進めてきたところである。

令和2年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、前年度と比較して0.6時間減少するなど、近年と同様に減少傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に携わる部署においては増加している状況が見られた。

また、令和2年度において、規則に定める超過勤務時間の上限を超えて勤務を命ぜられた職員の割合は、国や他自治体、議会等との調整・折衝が必要な業務など、他律的業務の比重が高い所属として、任命権者において指定している部署（以下「他律的部署」という。）では約2.4%、それ以外の部署では約1.9%と、他律的部署において相対的に割合が高い状況が見られた。

時間外勤務命令は、臨時又は緊急の必要がある場合であっても必要最小限にとどめ、職員の心身の健康

に最大限配慮しなければならないものである。全体としては、超過勤務は減少傾向にあるものの、各所属において、客観的な記録を基礎とした勤務時間管理に基づき、勤務時間の縮減を意識した効率的な業務遂行を更に徹底していくことが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、在宅勤務の拡大等、従来の働き方を見直す動きが社会的に広まっているが、職員にとって働きやすい職場環境を推進していく観点からも、任命権者においては、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、テレワークやフレックスタイムなどの取組、DXによるペーパーレス化や手続きの簡素化等の業務の効率化を更に推進するとともに、引き続き、管理職員によるリーダーシップの下、組織として一層の業務削減・合理化を図っていく必要があると考える。

こうした取組によっても恒常的に長時間勤務が解消されない場合においては、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要があると考える。

なお、任命権者単独では業務の合理化が難しい他律的業務においては、業務に関係する各方面の理解を求めていくことも必要と考える。

本委員会としては、これまでも任命権者における他律的部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等を踏まえた指導・助言を行ってきたところであるが、今後、超過勤務時間の上限を超える職員が慢性的に生じているなど、特に長時間勤務の解消が必要と思われる事業場に対しては、所属長が先頭に立った主体的な取組を促す観点から、改善計画の策定を求めることとし、その実効的な推進に向けきめ細かく支援を行っていくなど、労働基準監督機関として、より適切な指導・助言に努めていく。

また、従前から教育職員の長時間勤務の解消が課題となっているところであるが、教育委員会においては、平成30年度から「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、業務改善や長時間勤務者への産業医面談の着実な実施、部活動の在り方の検討など、長時間勤務の解消に向けた各種の取組を進めてきたところである。

令和2年度は、これらの取組に加え、新型コロナウイルス感染症対策のため会議や行事等の見直しを行ったことなどにより、教育職員1人当たりの時間外勤務の月間時間数が減少したほか、一月の時間外勤務が100時間を超えた教育職員数も大きく減少している。

教育委員会では、令和3年2月、新たに「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」を策定し、管理職員の適切なマネジメントによる業務改善や環境整備等に一層取り組むこととしており、引き続き、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、教育職員の長時間勤務の解消と健康の確保を図っていく必要があると考える。

また、労働基準法により、民間においては年次休暇が10日以上付与されている労働者に対して、年5日以上以上の年次休暇の取得が義務付けられており、公務員は適用除外ではあるものの、任命権者においては、法の趣旨を踏まえ、年次休暇の計画的な取得を促進し、職員の健康の保持増進を図っていく必要があると考える。

## (2) 両立支援の推進

職員の育児・介護等と仕事の両立支援に向けては、これまで乳幼児介護休暇の新設や、育児時間、子等の看護休暇の取得要件の緩和など、休暇制度等の整備・拡充を逐次行ってきたところである。

任命権者においても、両立支援制度の周知や育児支援計画シートによる所属長面談の実施等、職員の意識向上や職場環境の整備に取り組んできており、令和2年度、知事部局においては男性職員の育児休業等取得率は96.5%と、特定事業主行動計画における目標（令和7年度 100%）の達成に向けて前進している。

引き続き、職員に対する制度の周知、様々な両立支援制度が利用しやすい職場環境の整備等に取り組むとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の動きを注視し、制度の充実等に適切に対応する必要があると考える。

また、新型コロナウイルス感染症対策としての側面もあるものの、在宅勤務の実施や、時差通勤制度の拡大など、従来の働き方を見直すことにつながる取組を行ってきたところである。これらは職員が育児・介護等と仕事を両立する上で有効な手段でもあることから、今後も柔軟な働き方を促す職場環境の整備を進めていく必要があると考える。

本委員会はこれまで、不妊治療と仕事の両立についても重要な課題ととらえ、国や民間の状況を注視しながら取組の検討を進めていく必要がある旨、報告してきたところであるが、本年、人事院は「公務員人事管理に関する報告」において、職員の不妊治療のための有給休暇を新たに設けることとしたところであり、本県においても、その趣旨や他の都道府県の動向等も踏まえ、新たな休暇制度について検討する必要があると考える。

### (3) 心身の健康管理

職員が心身ともにその健康を保っていくことは、仕事と家庭の両立、さらには多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、長時間労働による健康障害防止のための産業医による保健指導、ストレスチェックや個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化予防を図ってきたところであり、令和2年度からは知事部局では新採用職員向けの健康相談会の実施等に取り組んでいる。一方、長期療養者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として過半を超える状況が続いており、特に令和元年度、2年度においては、7割近い状況にある。

また、少なくない職員が、一昨年度から続く新型コロナウイルス感染症対策に伴い、業務量の増加や勤務環境の変化を余儀なくされているところであり、公私を問わず職員の精神的、肉体的な疲労の蓄積やストレスの増加が懸念される場所である。

本年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、適切な勤務時間管理や長時間労働の要因の検証とその結果を踏まえた取組の実施等、地方公共団体において取り組むべき事項が定められるとともに、人事委員会に対しては、労働基準監督機関としての監督指導の役割が改めて求められている。

これらを踏まえ、本委員会としては、過労死等防止、感染症対策等、心身の健康管理に関する国や民間の動向を注視しながら、引き続き労働基準監督機関として適切な指導・助言を行っていく。

また、任命権者においては、引き続きストレスチェック制度の効果的な活用による職場環境の課題把握や改善、長時間の超過勤務を行った職員に対する健康確保措置、メンタルヘルス不調や健康障害等に関する相談窓口の充実等を更に推進し、健康管理についての支援を必要としている職員個々の実情に応じた適切な対策を展開していく必要があると考える。

### (4) ハラスメント対策

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つけ、心身の健康を害するばかりか、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながりかねない行為であり、その防止は重要な課題である。

その意味において、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職の職責は重要であり、部下職員が対等なパートナーとして業務を遂行できるように良好な勤務環境の維持に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処する必要がある。

任命権者においては、昨年度制定・改正したハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、ハラスメントは断じて許されないという意思の下、管理職向けの研修や該当事例の周知等により職員の意識啓発を図るとともに、相談窓口を設置・周知し、職員からの相談に対応するとともに、問題の解決にあたっている。

本委員会において設置している苦情相談窓口への相談件数は漸増傾向にあり、令和2年度においてはハラスメントに関する苦情相談が相談件数全体の65%を占め、職員にとって深刻な問題となっているものと考えられることから、ハラスメントの防止に一層取り組む必要がある。

任命権者においては、引き続き職員への意識啓発等のハラスメントの発生防止の対策、発生時の円滑で適切な対応のための相談窓口の強化・周知に一層努める必要があると考える。

本委員会においても、任命権者に対して必要な指導・助言を行うとともに、職員にとっての相談のしやすさの観点から、本委員会が設置している相談窓口の周知を逐次行い、職員からの苦情相談に対しては、事案ごとにその内容を丁寧に聴き取り、任命権者と適切に連携しながら問題が解決できるよう相談窓口職員のスキルアップに努めていく。

また、今後、啓発映像の放送研修やハラスメント防止啓発教材の貸出し等職員の意識啓発にも取り組

み、ハラスメントの防止を一層進めていく。

### 3 定年引上げへの対応

少子高齢化が進む中で、能力と意欲のある高齢層の職員を最大限活用しつつ次の世代に知識や経験等を継承していくため、国において、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）が本年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行することとされた。

同法は、国家公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入し、あわせて60歳を超える職員の給与や退職手当に関する措置について定めることなどを内容とするものである。

また、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）も同日公布され、地方公務員についても国家公務員に準じて定年の引上げを行うこととされたところである。

本県においても、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が高い士気を維持しつつ、その能力及び経験を最大限発揮できる環境を整備していくことは重要な課題であることから、国家公務員の制度内容を踏まえ、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制、給与措置等に関して、運用上の課題を整理するとともに、必要な条例や規則等を整備するなど、定年の引上げが円滑に行われるよう、準備を進めていく必要があると考える。

さらに、定年引上げが段階的に実施されることを踏まえ、業務量や年齢構成の変化を考慮した中長期的な観点からの採用の在り方や、役職定年後の職員の配置等を含む人事管理全体の在り方等についても引き続き検討を進め、適切に対応していく必要があると考える。

## IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給については改定を行わないこととしたものの、期末手当の0.15月分引下げという厳しい内容としたところである。

本県の職員においては、新型コロナウイルス感染症対策を始めとして東日本大震災津波からの復興推進や防災対策など、各分野において日々職務に精励されていると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

### 【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

#### I 本年の給与改定

##### 1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### (1) 令和3年12月期の支給割合

###### ア 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.15月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.625月分とすること。

###### イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.95月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.525月分とすること。

##### (2) 令和4年6月期以降の支給割合

###### ア 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

###### イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、Iの1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

承認事務の処理件数

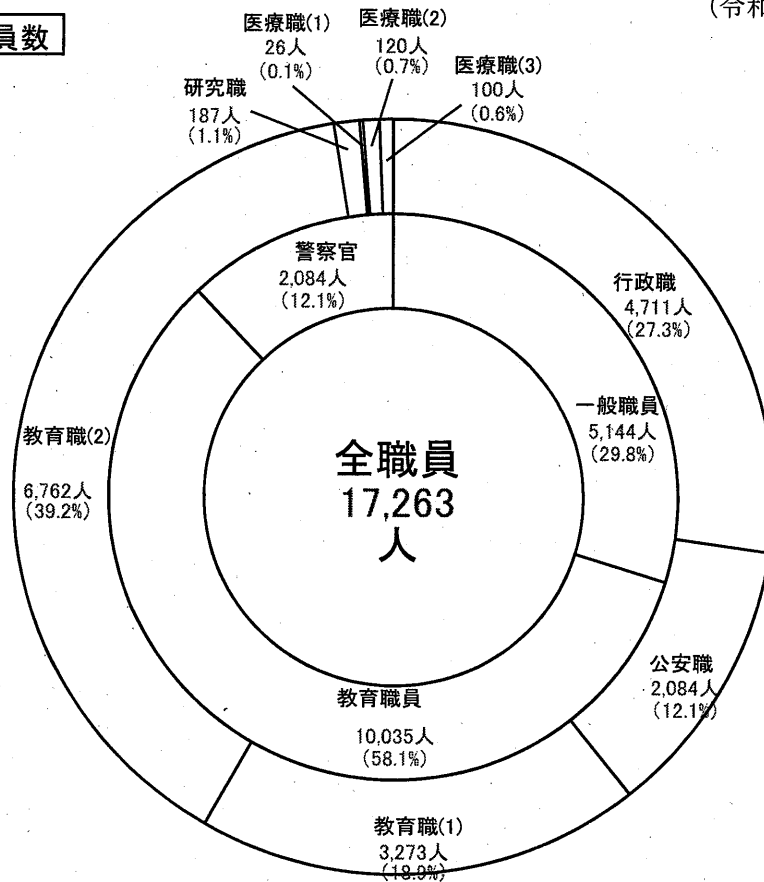
項目	任命権者								計
	知事	議会議長	教育委員会	警察本部長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会	
採用者の職務の級等の承認事務	3								3
採用者の号給の承認事務	23		56	15	1				95
昇格者の職務の級の承認事務									
昇給の承認事務				2					2
部付・課付等の職員の職務の級の承認事務	1		1	6					8
その他の承認事務	2		1			1			4
計	29		58	23	1	1			112

(3) 職員の状況

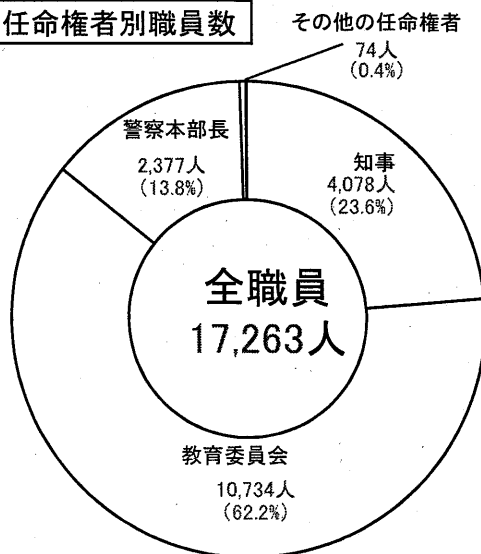
ア 給料表別、任命権者別職員数

(令和3年4月1日現在)

給料表別職員数



任命権者別職員数



その他の任命権者内訳 (人)

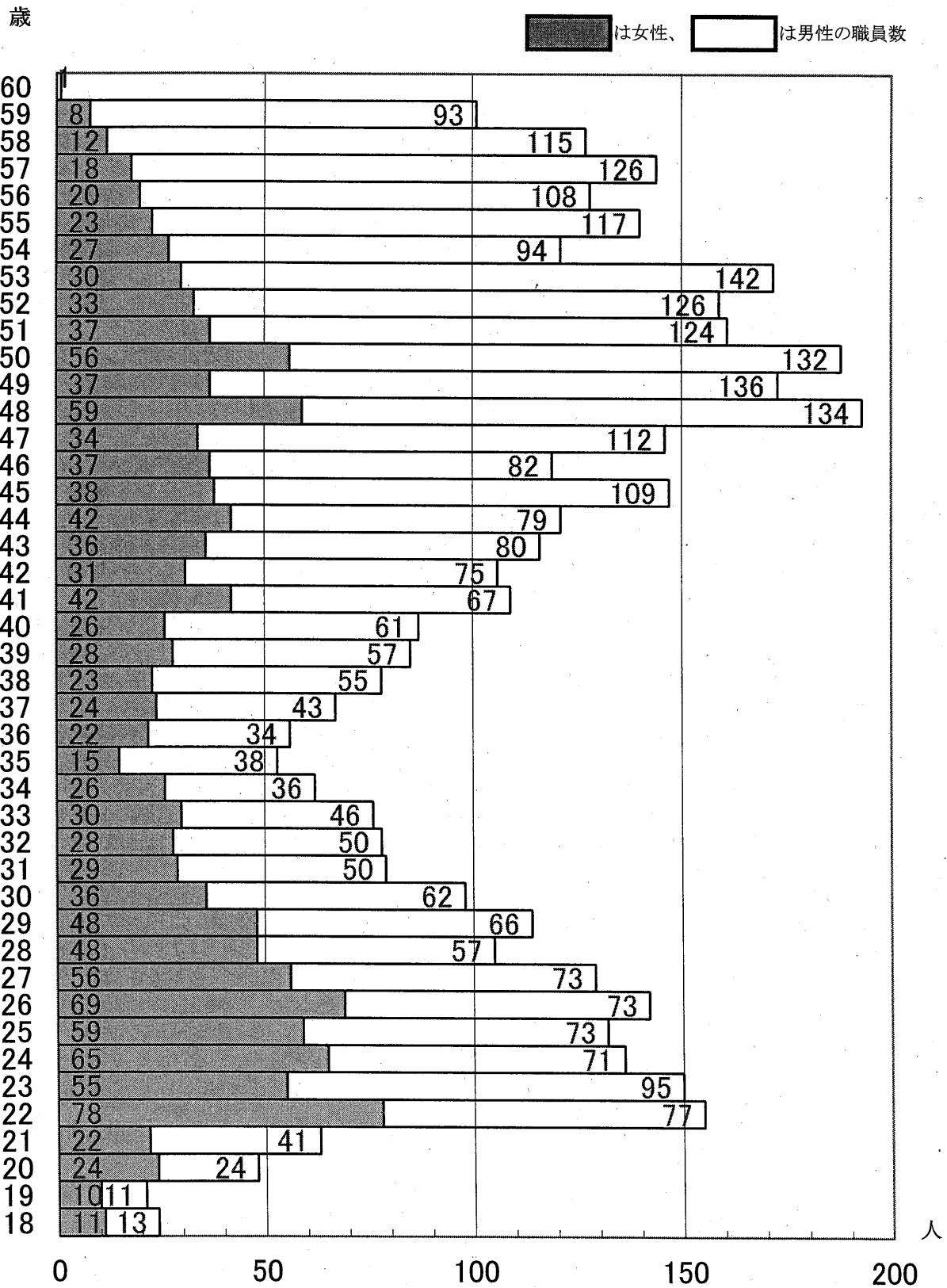
議会議長	32
人事委員会	16
代表監査委員	16
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 令和3年4月1日現在)





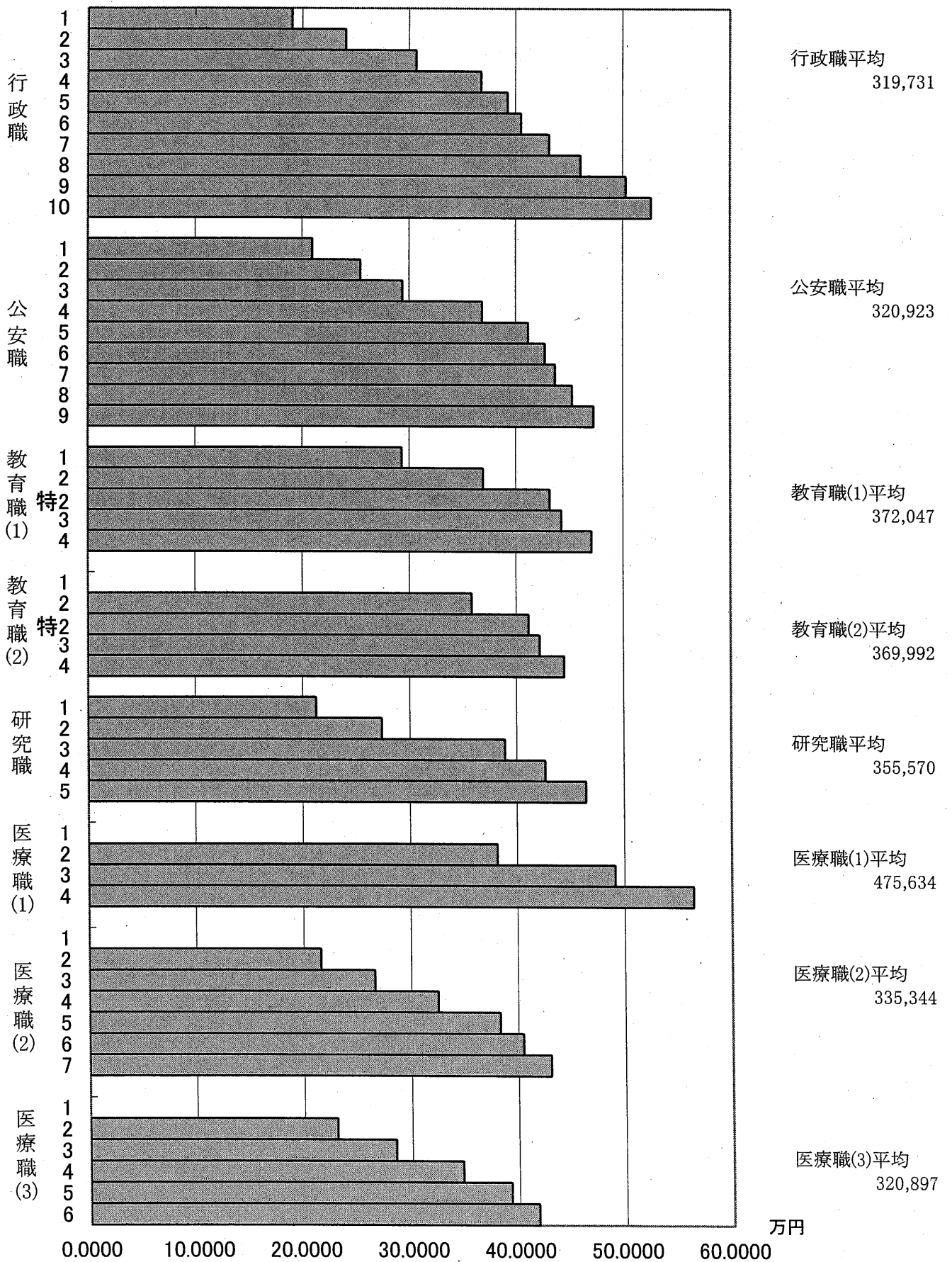
ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

(令和3年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親 族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
	人	歳	年	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
計	17,263	43.2	21.3	0.85	13,373 (77.5)	776 (4.5)	3,111 (18.0)	3 (0.0)	10,221 (59.2)	7,042 (40.8)	389,215
行政職	4,711	40.9	19.9	0.82	2,558 (54.3)	152 (3.2)	1,998 (42.4)	3 (0.1)	3,259 (69.2)	1,452 (30.8)	349,132
公安職	2,084	37.66	17.1	1.22	964 (46.3)	127 (6.1)	993 (47.6)	—	1,878 (90.1)	206 (9.9)	349,509
教育職 (1)	3,273	44.81	22.2	0.90	3,050 (93.2)	103 (3.1)	120 (3.7)	—	1,863 (56.9)	1,410 (43.1)	416,484
教育職 (2)	6,762	45.7	23.3	0.73	6,408 (94.8)	354 (5.2)	—	—	2,991 (44.2)	3,771 (55.8)	415,789
研究職	187	43.44	20.7	0.93	185 (98.9)	2 (1.1)	—	—	140 (74.9)	47 (25.1)	384,814
医療職 (1)	26	46.27	21	1.04	26 (100.0)	—	—	—	19 (73.1)	7 (26.9)	830,667
医療職 (2)	120	43.02	20	0.68	105 (87.5)	15 (12.5)	—	—	62 (51.7)	58 (48.3)	367,732
医療職 (3)	100	40.3	17.9	0.37	77 (77.0)	23 (23.0)	0 (0.0)	—	9 (9.0)	91 (91.0)	335,478

工 給料表別、級別平均給料月額

(令和3年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	年													
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	
計	19,418	19,135	18,800	18,695	18,409	18,218	18,058	17,914	17,726	17,660	17,526	17,375	17,263	
行政職	4,885	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557	4,591	4,655	4,711	
公安職	2,106	2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114	2,104	2,098	2,080	2,084	
教育職(1)	3,624	3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385	3,374	3,347	3,319	3,273	
教育職(2)	8,253	8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307	7,189	7,056	6,885	6,762	
研究職	210	208	202	197	196	192	194	191	191	193	193	194	187	
医療職(1)	20	20	16	17	17	17	18	18	21	19	17	23	26	
医療職(2)	214	188	167	159	143	139	138	129	124	125	126	126	120	
医療職(3)	106	89	86	91	92	93	93	95	97	99	98	93	100	
指定職														
特定任期付職員						1	1	1	-	-				
2号任期付研究員						2	1	1	1	1				

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	年													
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	
計	42.8	43.2	43.5	43.7	43.9	44.0	44.2	44.1	43.9	43.8	43.5	43.3	43.2	
行政職	42.4	42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9	41.6	41.2	40.9	40.9	
公安職	40.3	40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4	38.2	37.9	37.7	37.7	
教育職(1)	42.8	43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2	44.4	44.4	44.6	44.8	
教育職(2)	43.7	44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7	46.6	46.3	46.0	45.7	
研究職	42.8	43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8	42.5	42.8	43.1	43.4	
医療職(1)	45.1	44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8	48.6	47.6	45.1	46.3	
医療職(2)	41.3	41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2	43.3	42.4	42.8	43.0	
医療職(3)	43.1	44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9	42.3	42.5	40.5	40.3	
特定任期付職員						-	-	-	-	-				
2号任期付研究員						-	-	-	-	-				

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	21		22		23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
	減額前	円	減額前	円											
計	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255	361,798	358,959	357,437	355,765	353,504	351,708	350,219
行政職	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	326,521	323,416	321,304	319,731
公安職	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	320,958	320,546	320,565	320,923
教育職(1)	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	370,334	370,437	371,419	372,047
教育職(2)	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	378,086	375,212	372,445	369,992
研究職	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	349,183	351,875	352,719	355,570
医療職(1)	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	491,421	490,511	470,356	475,634
医療職(2)	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	339,389	332,859	333,961	335,344
医療職(3)	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	331,709	333,325	324,126	320,897
特定任期付職員									-	-	-	-	-	-	-
2号任期付研究員									-	-	-	-	-	-	-

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	27		28		29		30		31	2	3
	減額前	円	減額前	円	減額前	円	減額前	円			
職員給与	365,919	366,580	362,607	362,993	360,920	361,139	357,986	358,214	353,986	351,136	351,165
民間給与	367,368		363,532		361,676		358,823		354,432	351,088	351,171
較差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.40	0.21	0.26	0.15	0.21	0.15	0.23	0.17	0.13	△0.01	0.00

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

# 分 限 及 び 懲 戒



#### 4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

令和 3 年度における分限処分の報告件数は 2 件、懲戒処分の報告件数は 27 件であった。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

##### (1) 分限処分の状況

令和 3 年度における分限処分の報告件数は 2 件で、前年度から 2 件増加した。

##### ア 3 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴				2	2
計		0	0	2	2
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会				0
	警察本部			2	2
	その他権者				0

##### イ 過去 5 年間の件数の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
勤務成績不良		1	1			
心身故障						
刑事事件提訴		1			1	
計		2	1	0	1	0
処分の種類	免職	1				
	降任		1			
	休職	1			1	

##### (2) 懲戒処分の状況

令和 3 年度における懲戒処分の報告件数は 27 件で、前年度から 6 件減少した。

事由別にみると、一般サービスの 9 件が最も多く、次いで公務外非行が 7 件の順であった。

任命権者別にみると、知事部局は 7 件で前年度から 5 件の減少、教育委員会は 15 件で前年度から 5 件の減少、警察本部は 5 件で前年度から 4 件の増加であった。

ア 3年度の状況

理由	種類					計
	免職	停職	減給	戒告		
交通事故				1		1
酒気帯び運転						0
速度超過				6		6
一般服務	1		6	2		9
業務処理						0
公金等取扱				1		1
職員団体活動						0
監督責任			1	2		3
公務外非行	2	2	3			7
計	3	2	10	12		27
任命権者	知事部局			3	4	7
	教育委員会	1	2	5	7	15
	警察本部	2		2	1	5

イ 過去5年間の件数の推移

処分事由		処分の種類		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般服務・ 業務処理	違法な職員団体活動							
	欠勤、不適切処理等			23	10	6	8	4
	小計			23	10	6	8	4
その他非行	交通法規違反等			14	15	14	7	13
	その他			10	6	1	2	13
	小計			24	21	15	9	26
監督責任関係				2	2		5	3
計				49	33	21	22	33
任命権者別	知事部局			17	4	5	4	12
	教育委員会			29	23	16	18	20
	警察本部			3	6			1
	その他権者							



# 審 查 関 係 事 務



5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

県関係、受託市町村等関係ともに、令和3年度係属した事案はなかった。

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和3年度末において、令和2年度中に受理した1件が係属している。この事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 懲戒停職処分取消請求事案（3人委（審）第1号事案）

令和3年2月24日に受理を決定し、口頭審理を行っている。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和3年度末において、令和3年度中に受理した5件のうち1件は審査の打切りを決定し、残り4件が係属している。この事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 免職処分取消請求事案（3人委（審）第2号事案）

令和4年1月13日に審査の打切りを決定した。

(b) 懲戒免職処分取消請求事案（3人委（審）第3号事案）

令和3年8月2日に受理を決定した。

(c) 分限休職処分取消請求事案（3人委（審）第4号事案）

令和3年10月7日に受理を決定した。

(d) 懲戒免職処分取消請求事案（3人委（審）第5号事案）

令和3年12月22日に受理を決定した。

(e) 懲戒免職処分取消請求事案（4人委（審）第1号事案）

令和4年3月24日に受理を決定した。

(イ) 状況

事案名		受理 総数	令和2 年度末 係属件 数	令和3 年度中 の申立 件数	令和3 年度中 の取下 げ件数	令和3 年度中 の判定 件数	令和3年 度末係属 件数
県 関 係	3人委（審）第1号事案	1	1	0	0	0	1
（小計）		1	1	0	0	0	1
受 託 市 町 村 等 関 係	3人委（審）第2号事案	5	0	5	0	1	4
3人委（審）第3号事案							
3人委（審）第4号事案							
3人委（審）第5号事案							
4人委（審）第1号事案							
（小計）		5	0	5	0	1	4
合 計		6	1	5	0	1	5

## (2) 職員苦情相談

### (ア) 概要

#### a 職員体制

計 8 人（職員課 審査・給与担当職員 8 人） うち女性 3 人（セクハラ相談の対応等）

#### b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

### (イ) 状況

#### a 件数等

令和 3 年度中に受理した件数は 54 件（実件数）となっており、男女別では、男性 19 件、女性 25 件、その他・不明が 10 件で、任命権者別では、知事部局 15 件、教育委員会 9 件、警察本部 0 件、市町村・一部事務組合等 23 件、その他・不明が 7 件となっている。相談の申出方法は、電話 31 件、メール 16 件、面談 7 件、書面 0 件となっている。

#### b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は令和 2 年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	1 (1)	1 (0)		2 (4)	1 (2)	5 (7)
給与	1 (0)	0		0 (0)	0	1 (0)
勤務時間、休暇、服務等	3 (3)	3 (2)		7 (1)	1 (0)	14 (6)
健康安全等	1 (0)	0		0 (0)	0	1 (0)
セクハラ	1 (0)	0		0 (0)	0	1 (0)
パワーハラ	3 (5)	2 (3)		5 (4)	3 (2)	13 (14)
パワーハラ以外のいじめ等	3 (2)	2 (3)		6 (0)	0 (1)	11 (6)
公平審査		0		0 (0)	0	0 (0)
その他	2 (0)	1 (1)		3 (1)	2 (1)	8 (3)
計	15 (11)	9 (9)	0 (0)	23 (10)	7 (6)	54 (36)

#### c 処理方法

制度説明・助言をしたものが 39 件、相談者の意向等を当局に伝達したものが 8 件、他機関を紹介したものが 3 件、その他が 4 件となっている。

なお、審査請求に移行した事例は 1 件あり、措置要求に移行した事例はなかった。

### (3) 職員団体関係

#### ア 管理職員等の指定

##### (ア) 概要

###### a 県関係

令和3年4月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

また、令和3年11月の平泉世界遺産ガイダンスセンターの設置に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

###### b 受託市町村等関係

令和3年4月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

#### イ 職員団体の登録

##### (ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が30件、規約の変更に係る届出が2件あった。

##### (イ) 状況

令和2年度末登録団体総数	新規登録団体数	解散等団体数	変更届出			法人となる旨の申出	令和3年度末登録団体総数
			規約	役員	所在地		
32	0	0	2	30	0	0	32

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

### (4) 労働基準監督関係

令和3年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

#### ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号、第12号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成19年度から書面による全数調査と必要に応じた実態確認を実施しており、令和3年度は、当委員会所管の調査対象のうち、169事業場について実施した。（兼務職員のための10事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局50事業場、教育委員会89事業場、警察23事業場、その他任命権者7事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について（3年度受付分）

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の 選任報告 (件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診断・特 定健康診断結果 報告(事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	12	3	8	4	4	0
教育委員会	22	3	54	12	14	0
警察	12	3	18	16	28	0

(イ) 宿日直許可の状況について（4. 3. 31 現在）

知事部局	5
教育委員会	33
警察	23
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン（以下「ボイラー等」という。）の安全取締りの状況

総括表（4. 3. 31 現在） 設置事業場数 45（廃止分を除く。）

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	43	37	1	4
本年度設置基数 (B)	0	0	0	0
本年度廃止基数 (C)	1	1	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) <(A)+(B)-(C)>	42	36	1	4

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	0	0	0	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	1
性能検査	44	39	34	1	2

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー3基及び第一種圧力容器3基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示、指導があった。

**(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況**

市町村等公平委員会の事務の受託は、令和4年4月1日現在で13市15町4村19一部事務組合3広域連合の合計54団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合及び盛岡地区衛生処理組合の1市2一部事務組合である。

**(6) 退職管理関係**

地方公務員法の一部改正により、平成28年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、令和3年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。





# 参 考 资 料



6 参考資料

(1) 初任給基準表(令和4年4月1日現在)

行政職給料表

一 般	正規の試験	I種		1-25	183,800	
		II種		1-15	164,500	
III種			1-5	151,900		
	その他	高	校	卒	1-1	147,400
無 線 従 事 者		第1級総合無線通信士		1-25	183,800	
		第1級海上無線通信士				
		第1級陸上無線技術士				
		第2級総合無線通信士		1-9	156,200	
		第2級海上無線通信士				
		第2級陸上無線技術士				
		第1級陸上特殊無線技士				
		航空無線通信士		1-5	151,900	
		第3級総合無線通信士		1-1	147,400	
		第3級海上無線通信士				
		国内電信級陸上特殊無線技士				
		第4級海上無線通信士				
第1級海上特殊無線技士						
その他の資格						

公安職給料表

正規の試験	I種	3-2	215,500
	II種	2-3	190,700
	III種	1-3	174,900

教育職給料表(1)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-31	270,600
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	226,700
	大 学 卒	2-1	205,800
	短 大 卒	1-11	178,900
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	大 学 卒	1-21	201,900
	短 大 卒	1-11	178,900
	高 校 卒	1-1	161,400

教育職給料表(2)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-43	270,600
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	226,700
	大 学 卒	2-13	205,800
	短 大 卒	2-3	181,600
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	大 学 卒	1-21	201,900
	短 大 卒	1-11	178,900
	高 校 卒	1-1	161,400

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	188,800
	II種		1-15	167,200
	III種		1-5	152,100
そ の 他	博士課程修了 〔大学6卒 後のもの に限る。〕		1-61	251,000
	博士課程修了		1-57	246,900
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-37	211,600
	高 校 卒		1-1	147,600

医療職給料表(1)

医 師 歯科医師	博士課程修了	1-33	353,500
	大学6卒	1-9	274,500

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	214,500
	短 大 3 卒	2-5	202,400
看 護 師	短 大 3 卒	2-5	202,400
	短 大 2 卒	2-1	194,100
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	166,700

医療職給料表(2)

薬 剤 師	大 学 6 卒	2-19	218,700
	大 学 4 卒	2-1	190,000
獣 医 師	大 学 6 卒	2-19	218,700
	大 学 4 卒	2-1	190,000
栄 養 士	大 学 卒	2-1	190,000
	正 規 の 試 験	1-11	167,800
診療放射線技師	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 3 卒	1-17	178,900
診療エックス線技師	短 大 卒	1-11	167,800
臨床検査技師	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 3 卒	1-17	178,900
衛生検査技師	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 卒	1-11	167,800
臨床工学技士	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 3 卒	1-17	178,900
理学療法士 作業療法士	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 3 卒	1-17	178,900
視能訓練士	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 3 卒	1-17	178,900
言語聴覚士	大 学 卒	2-1	190,000
	短 大 3 卒	1-17	178,900
歯科衛生士	短 大 3 卒	1-17	178,900
	短 大 2 卒	1-11	167,800
	高校専攻科卒	1-7	161,300
歯科技工士	短 大 3 卒	1-17	178,900
	短 大 2 卒	1-11	167,800
あん摩マッサージ 指 圧 師 は り 師 き ゅ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	1-17	178,900
	短 大 2 卒	1-11	167,800
	高 校 卒	1-1	152,300
そ の 他	高 校 卒	1-1	152,300

(2) 級別職務区分表

(令和4年4月1日現在)

1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 危機管理 監 防災危機 管理監 地域企画 監 ふるさと 振興監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 危機管理 監 防災危機 管理監 地域企画 監 ふるさと 振興監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長	副部長 副局長 室長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路担当 技監 河川港湾 担当技監 まちづく り担当技 監 首席調査 監 首席ふるさ と振興監 首席I L C 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 I L C 推 進局長 出納局長 理事 技監	企画理事 部長

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長 林務出張 所長 主任主査	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長 管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長 管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
出 先 機 関	東京事務所					副部長	部長	部長	所長		
	東日本大震災津波伝承館					事業課長	総務課長	総務課長	副館長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学技術研究センター					副所長			所長		
	平泉世界遺産ガイドダンスセンター						所長	所長			
	環境保健研究センター					企画情報部長	副所長 健康情報調査監	副所長 健康情報調査監	所長		
	県民生活センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長(県央に限る。)			
	福祉総合相談センター					課長	部長	部長	所長		
	児童相談所					次長 課長	所長	所長			
	高等看護学院										
	精神保健福祉センター					次長					
	杜陵学園						園長補佐	園長	園長		
	大阪事務所					次長	次長	所長	所長		
名古屋事務所						次長	所長	所長			
福岡事務所					次長	次長	所長	所長			

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
産業技術 短期大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 上席講師	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		
高等技術 専門学校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
病虫害防 除所					次長	所長	所長			
家畜保健 衛生所					次長					
漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
生物工学 研究所						所長	所長			
農業研究 センター					課長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長			
林業技術 センター					企画総務 部長	副所長	副所長			
水産技術 センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
内水面水 産技術セ ンター										
農業大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
農業改良 普及セン ター					課長 普及サブ センター 所長	所長	所長			
北上川上 流流域下 水道事務 所					課長	所長	所長			
花巻空港 事務所					次長	所長	所長			



区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査					
				主任主事 主任技師	副主任幹 技術副主任幹	副主任幹 技術副主任幹	主幹 技術主幹				
	専門職員			主査通信 技師 主任通信 技師 主査消防 教官 主任消防 教官	上席特別 税務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 主査通信 技師 主査消防 教官	上席特別 税務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	首席特別 税務調査員				
					上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席保育 士	上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席保育 士	首席児童 福祉司 首席児童 指導員				

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					上席児童 自立支援 専門員	上席児童 自立支援 専門員					
				主査社会 福祉主事	主査社会 福祉主事						
				主任社会 福祉主事							
				主査障がい 者福祉司	主査障がい 者福祉司						
				主任障がい 者福祉司							
				主査児童 福祉司	主査児童 福祉司						
				主任児童 福祉司							
				主査相談 調査員	主査相談 調査員						
				主任相談 調査員							
				主査児童 心理司	主査児童 心理司						
				主任児童 心理司							
				主査心理 判定員	主査心理 判定員						
				主任心理 判定員							
				主査児童 指導員	主査児童 指導員						
				主任児童 指導員							
				主査職業 指導員	主査職業 指導員						
				主任職業 指導員							
				主査生活 指導員	主査生活 指導員						
				主任生活 指導員							
				主査保育士	主査保育士						
				主任保育士							

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査児童自立支援専門員 主任児童自立支援専門員	主査児童自立支援専門員						
				主査技術指導員 主任技術指導員	上席技術指導員 主査技術指導員	上席技術指導員	首席技術指導員				
				主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士	主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士	首席林業普及指導員 首席水産業普及指導員			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主任通信士							
					主査建築 専門員	上席建築 専門員 主査建築 専門員	上席建築 専門員					
議会の 事務局					主査 主任 主任主事	主任主査 副主任 主査	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長	
教育委 員会の 事務局 等	本庁				文化財専 門員(主任 相当、主査 相当) 主査 主任 主任行政 専門員	上席文化 財専門員 主任主査 副主任 技術副主任 文化財専 門員(主査 相当) 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 上席文化 財専門員 主任主査 副主任 技術副主任	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 課長	教育次長 室長 参事	教育局長	
	出先 機関	教育事務 所			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	企画総務 課長 主任主査 副主任	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。) 主幹	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。)	所長(盛岡 に限る。)		
	教育 機関	総合教育 センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	特命参事 総務部長 主幹	特命参事 総務部長			
		生涯学習 推進セン ター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	総務部長 主任主査 副主任	主幹				
		図書館			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	副館長 主幹	副館長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	博物館								館長		
	美術館								館長		
	埋蔵文化財センター			文化財専門員(主任相当、主査相当)	上席文化財専門員 文化財専門員(主査相当)	上席文化財専門員	所長 副所長	所長 副所長			
	野外活動センター			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	次長 主任主査 副主任	主幹				
県立学校				主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主査行政専門員	事務長(6級及び7級の欄に掲げられている事務長を除く。) 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主任	高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡と なん支援及び花巻清風支援に限る。) 主幹	高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡と なん支援及び花巻清風支援に限る。)			
	市町村立小中学校及び義務教育学校			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 主査 主査行政専門員	事務長 主任主査	主幹				
				主任主事 主任技師							

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	本部 等	本部			係長 主査	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐	課長 科学捜査研 究所長 指導監査室 長 サイバーセ キュリティ 対策官 自動車運転 免許試験場 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 交通管制官	課長 科学捜査研 究所長 指導監査室 長 サイバーセ キュリティ 対策官 自動車運転 免許試験場 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 交通管制官	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
	警 察 署				係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長					
						主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹			
選挙管 理委員 会の事 務局					主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			
監査委 員の事 務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 副主幹	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
人事委員会 の 事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
労働委 員会 の 事務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
収用委 員会 の 事務局					主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	事務局長	事務局長	参事		
海漁 業 調 整 委 員 会 の 事 務 局					主査 主任	主任主査 技術副主任 主査	事務局次長 主任主査 技術副主任	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。
- 4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

## 2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、監察官、留置管理官、安全・安心まちづくり推進室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)
	警察学校						警視			警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)	警視(署長及び副署長に限る。)	警視(岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。)	警視(盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州の署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。



3 教育職給料表(1)

区		分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務 部局	本庁			主査スポーツ 振興専門員 主任スポーツ 振興専門員 スポーツ振興 専門員		上席スポーツ 振興専門員	首席スポー ツ振興専門 員
	出先機関	産業技術短期大 学校	講師 技術指導員	主査講師 主査技術指導 員 主任講師 主任技術指導 員 講師 技術指導員		准教授	教授
		農業大学校	講師 行政専門員	主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
埋蔵文化財セン ター		社会教育主事 社会教育主事補					

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舎指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舎指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

- 備考 1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。
- 2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務局	本庁		主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
		野外活動センター					所長
	中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長	
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 知事の事務局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものについては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務 部局	本庁	2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職	主任専門学芸 員 専門学芸員	上席専門学芸 員 主任専門学芸 員			
	出先機関		先端科学技術 研究センター				
			環境保健研究 センター		部長	副所長	
			生物工学研究所				
			農業研究センター		室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 畜産研究所長
			林業技術センター		部長	副所長	所長
			水産技術センター		部長	副所長	所長
			内水面水産技 術センター			所長	所長
	専門職員	主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員			
教育委員会 の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員			
	教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
		美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
			主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官		
警察	本部	刑事部科学捜 査研究所	主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官		

- 備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級		
知事の事務部局	本庁			医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	部長 技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長		
	広域振興局							課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技監 部長 課長 医務主幹
	出先機関	環境保健研究センター					首席専門研究員		
		保健所					課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長
		福祉総合相談センター					医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長
		精神保健福祉センター					医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師	主査心理相談専門員	主査心理相談専門員	上席心理相談専門員		技術参事	
		臨床検査技師	獣医師	主任心理相談専門員	主任心理相談専門員	主査心理相談専門員			
	広域振興局	栄養士	診療放射線技師	臨床検査技師	心理相談専門員				
		学校栄養職員	臨床検査技師	栄養士	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)	保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)
		衛生検査技師	理学療法士	学校栄養職員					
		理学療法士	作業療法士	衛生検査技師					
		理療士	理学療法士	理学療法士					
		言語聴覚士	作業療法士	作業療法士					
		理療士	言語聴覚士	言語聴覚士					
		心理相談専門員	心理相談専門員	心理相談専門員					
出先機関	食肉衛生検査所					課長	所長 副所長	所長 副所長	
	保健所					課長	次長	次長	
	福祉総合相談センター								
	精神保健福祉センター								
	家畜保健衛生所					課長 次長	所長(中央を除く。) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)	
				主査	主査	主任主査 主査			
							技術主幹		
	専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士			
				主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師	主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
					主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士			
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士				
		市町村立小中学校及び義務教育学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級					
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師 看護師							
	広域振興局								主査 保健師 看護師	主査	課長 特命課長 主任主査 主査	保健福祉室長
	出先機関	保健所							保健師 看護師		課長	次長
		福祉総合相 談センター										
		児童相談所										
		高等看護学院							科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任	
		精神保健福 祉センター							保健師			
									主査	主査	主任主査 主査	
												技術主幹
		専門職員									主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課	保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	上席保健師 主査保健師						
警察	本部	警務部厚生課	保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師						

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。



(3) 給料の特別調整額  
 給料の特別調整額に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号)  
 別表第 1 (第 2 条関係)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事務 部 局	本庁	企 画 理 事 部 長 会 計 管 理 者 I L C 推 進 局 長 出 納 局 長	理 事 技 監 副 部 長 副 局 長 室 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 I L C 推 進 監 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 ま ち づ くり 担 当 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (政 策 企 画 課、人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 一 所 長 総 括 危 機 管 理 監 地 域 企 画 監 首 席 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 県 産 米 戦 略 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事	調 査 監 儀 典 調 整 監 危 機 管 理 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 県 産 米 生 産 振 興 監 県 産 米 販 売 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広域振 興局	局 長 副 局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 審 査 指 導 監 (盛 岡 に 限 る。) 特 命 参 事 復 興 推 進 室 長 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 管 理 用 地 室 長	審 査 指 導 監 (盛 岡 を 除 く。) 産 業 振 興 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く。)) に 限 る。) 環 境 衛 生 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 調 整 課 長		

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				道路都市室長 流域治水室長 建築住宅室長 センター所長 (千厩土木センターを除く。)	副 部 長 用地課長(盛岡及び花巻土木センターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東京事務所長 東日本大震災津波伝承館副館長 先端科学技術研究センター所長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 保健所副所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長	食肉衛生検査所長 保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長(奥州に限る。) 産業技術短期大学副校長 家畜保健衛生所長(中央に限る。) 農業研究センター畜産研究所長	東京事務所の部長 東日本大震災津波伝承館総務課長 消防学校長 平泉世界遺産ガイドダンスセンター所長 食肉衛生検査所副所長 環境保健研究センター副所長 環境保健研究センター健康情報調査監 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長	保健所次長(奥州に限る。) 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分						
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	
					高等技術専門校長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長（中央に限る。） 漁業取締事務所長 生物工学研究所長 農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長			
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長	
教育委員の事務局等	本庁	教育局長	教育次長 室長	参事 教育企画推進監 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 学校教育企画監 特命参事	課長	担当課長	
	出先機関		教育事務所長（盛岡に限る。）		教育事務所長 教育事務所企画総務課長（盛岡に限る。）	教育事務所教務課長（盛岡に限る。）		
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長 博物館長 美術館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長 野外活動センター所長 特命参事	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長		

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。)	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長(不来方、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。)
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官(首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)	参事官 参事 課長(監察課長に限る。)	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長(警視である検視官室長に限る。)	公安委員会補佐室長 警務調査官 取調べ監督室長 企画室長 人事調査官 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 地域実務指導室長 地域調査官 人身安全対策官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバーセキュリティ対策官 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許試験場長 高速道路交通調査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ対策室長 警備管理官 災害対策室長 警衛対策官 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州に限る。）	署長（岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
	選挙管理委員会				書記長		
	監査委員の事務局		事務局長	参事	総括課長		
	人事委員の事務局		事務局長	参事	総括課長		担当課長
	労働委員の事務局		事務局長	参事	総括課長		
	収用委員の事務局			参事	事務局長		

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
区 漁業 調整 委員 会 の 事 務 局					事務局長		

- 備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。
- 2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

## ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1. 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
5 級	6 種	42,100 円
	5 種	48,400 円
4 級	6 種	40,400 円
	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

## イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

## ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

## エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

## オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	1 種	136,300 円
	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のA医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
2 級	6 種	51,600 円
	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会  
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員  
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、  
当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、  
当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特  
別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特  
別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額



## (4) 職員の昇格実施基準

(令和4年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～	4～	役職5年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	1-45(12) 1～	2～ 2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-33(12) 3～ 3-37(12)	5～ 5～ 4～ 4～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上 役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2～	3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-49(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
医療職 (3)	主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(令和4年4月1日現在))

組	織	職 員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 ILC推進局長 出納局長 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席ILC推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 地域企画監 医師支援推進監 競馬改革推進監 県産米戦略監 会計指導課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 政策企画部の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	平泉世界遺産ガイドン スセンター	所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 健康情報調査監 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門学校	校長
	病害虫防除所	所長
	家畜保健衛生所	所長
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷺の船長
	生物工学研究所	所長

組 織		職 員	
	農業研究センター	所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長	
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長	
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長	
	内水面水産技術センター	所長	
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	
	農業改良普及センター	所長 普及サブセンター所長	
	北上川上流流域下水道事務所	所長 総務課長	
	花巻空港事務所	所長	
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	教育局長 教育次長 室長 総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
	教育機関	総合教育センター	所長 総務部長
		生涯学習推進センター	所長
		図書館	館長 副館長
		博物館	館長
		美術館	館長
		野外活動センター	所長 次長
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長
		高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長
特別支援学校	校長 副校長 事務長		
選挙管理委員会事務局	書記長		
監査委員事務局	事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）		
人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）		
労働委員会事務局	事務局長 総括課長 特命課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）		
収用委員会事務局	事務局長		
海区漁業調整委員会事務局	事務局長		

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(令和4年5月13日現在))

別表第1 市町村 (第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 総務課の係長(人事、給与、服務、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。) 財政課の係長 契約管財課の係長(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書課の秘書係長
		福祉事務所 所長
		総合事務所 所長
		保育所 所長
		診療所 所長 事務長
		歯科診療所 所長 事務長
		保健センター 所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長
		市民文化会館 館長
		福祉事務所 所長
		三陸支所 支所長
		診療所 所長
		歯科診療所 所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育次長 課長 教育総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐(秘書の事務を担当する者に限る。)及び秘書係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長 法務専門監 財務専門監 ICT政策推進監
		総合支所 支所長 課長
		清掃センター 所長
		保健センター 所長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐(人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。)
	博物館	副館長
	保育園	園長(西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
学校給食センター		所長(花巻学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

4 北上市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 課長 所長 政策企画課の課長補佐、秘書係長及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室 情報管理係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
		保育園 園長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐及び総務係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	学校給食センター	所長
	中央図書館	館長
	博物館	館長
	鬼の館	館長
	埋蔵文化財センター	所長
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及び子育て世代包括支援センターの所長に限る。） 室長 総務課の係長 財政課の係長
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

6 遠野市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査 管財課の課長補佐
	市民センター	所長 担当部長 課長 室長
	支所	支所長
	診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 担当課長 学校総務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 技術担当課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、渋民保育園、千厩保育園、奥玉保育園、松川保育園、川崎保育園及び新沼保育園の園長に限る。）
	こども園	園長
	教育委員会の 事務局等	事務局
小学校及び中学校		校長 副校長
図書館		館長（一関図書館の館長に限る。）
博物館		次長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 政策推進室の室長 補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐 及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に 限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、 国土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、 秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 副局長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 秘書人事課の秘書人事係長 総務課 の財産管理係長及び行政係長 財政課の財政係長
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
教育委員会の 事務局	事務局	課長
事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限 る。） 課長 主幹（行政経営室の主幹に限る。） 総務課の課長補佐 （人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）、秘書係 長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政 係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限 る。）
	総合支所	総合支所長 副支所長 グループ長
	福祉事務所	所長
	認定こども園	園長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
		教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
		校長 副校長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 政策推進課の課長補佐及び財政係長
		診療所 所長 副所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の室長及び人事秘書係長 総務課の室長及び財政係長
		名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に限る。） 総務課の職員係長 財政課の財政調整係長
		情報交流館 事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（古館保育所及び佐比内保育所の所長に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長
	学校給食共同調理場	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 推進監 総務課の課長代理（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 科長 医長 総看護師長 副総看護師長 看護師長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（せんだん保育所の所長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

20 金ヶ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
認定こども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）	
農業委員会の事務局		事務局長

21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 参事 課長 室長 総務課の主幹
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	義務教育学校	校長 副校長
	監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局		事務局長

24 山田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を総括する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長



## 25 岩泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
	こども園	園長（いわいずみこども園に限る。）
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 26 田野畑村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 27 普代村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	保健センター	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

## 28 軽米町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 総括課長 室長 担当課長（秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	保育園	園長（花のまち軽米こども園、小軽米保育園及び晴山保育園の園長に限る。）
	健康ふれあいセンター	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	総括次長 担当次長（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 29 野田村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局		会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

## 30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等		小学校及び中学校 校長 副校長

## 31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 科長 科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長

組 織		職 員
教育委員会の事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐
	事務局	教育部長 課長 室長
教育委員会の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 課長補佐

4 盛岡北部行政事務組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長

5 岩手・玉山環境組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 事務局次長

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 技監 事務局次長 所長

7 岩手県競馬組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 部長

8 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 次長

9 大船渡地区環境衛生組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長

10 釜石大槌地区行政事務組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 課長

11 宮古地区広域行政組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 課長 総務課の庶務係長

12 岩手県自治会館管理組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 事務局次長 会計管理者

13 岩手中部広域行政組合

組 織		職 員
管理者の事務部局		事務局長 主幹

14 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 所長

15 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

16 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

17 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

## (6) 登録職員団体一覧

令和4年4月1日現在

登録 番号	登録年月日	職員団体名	法人格 の有無	代表者	組合 員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	金田一文紀	3,093
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	佐々木秀市	2,964
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	神久保貴幸	49
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	88
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	阿部幸司	159
14	S41. 12. 14	滝沢市職員組合	有	大森英樹	210
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	大崎勝弘	1,808
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	高杉 佑	123
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		金野道程	360
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	長野貴治	92
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		及川 博	153
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		横山順一	12
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	鶴飼義信	94
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		深渡秀利	46
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		佐々木圭一	85
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		斎藤和博	12
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		前川達也	13
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		峰 正樹	504
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		鈴木伸司	21
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		大須賀 健	469
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		菊池喜彦	191
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	小野寺博幸	803
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		千葉一茂	212
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		高橋 寛	39
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		藤原 伸	78
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	千葉康行	432
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		西 映子	259
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		小坂修策	153
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	松村利紀	183
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		山平大望	112
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		小林 慎	69
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	吉田真彦	640
計		32団体			

(7) 号別区分表

(令和3年11月30日付人委職第208号 岩手県人事委員会委員長通知(令和3年11月20日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	東日本大震災津波伝承館 消防学校 先端科学技術研究センター 平泉世界遺産ガイドランスセンター 環境保健研究センターあ高等看護学院 [3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校 [3] 生物工学研究所 農業研究センター (畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所 (畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校 (分校は本校を含む。) [63] 特別支援学校 (分校は本校を含む。) [14] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 野外活動センター 警察学校	104
官公署の事業 (労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局 (行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室及び整備事務所を除く。) [4] 行政センター [10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター (障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所 [2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病害虫防除所 家畜保健衛生所 [3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター (普及サブセンターを含む。) [9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所 [6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部 (鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊 (分駐隊を含む。) 運転免許課 (自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊 (分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊 (分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署 (交番その他の派出所及び駐在所を含む。) [16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	76
			180

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	流域下水道事務所	1
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家 [3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター	9
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター [9] 食肉衛生検査所 保健所 [9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院 [20] 附属診療所 [8] 特別支援学校寄宿舎 [8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業 (労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			88

注1 [ ]内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

## (8) 市町村等公平事務受託状況一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	受託市町村等	公平委員会
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	盛岡市 1
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 岩手県沿岸知的障害児施設組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 19
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3
計	13市 15町 4村 19一部事務組合 3広域連合	54 1市 2組合 3

